

ともに生き ともに支え合う
やさしいまち いちかい

市貝町

障害者福祉計画（第5期）・障害福祉計画（第5期）
障害児福祉計画（第1期）

平成30年3月
市貝町

目 次

第1章	市貝町に暮らす障害のある人々	
1	障害のある人の状況	1
2	「市貝町障害者福祉計画」見直しに係るアンケート調査の結果	6
3	「障害者福祉計画（平成27年～平成29年）」 の現状と今後の取り組み	14
第2章	障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方	
1	計画策定の背景	29
2	計画の位置づけ	30
1	法的位置づけ	30
2	各種計画との関係	30
3	計画の期間	31
4	計画の策定体制	31
5	障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要	32
1	計画の基本理念	32
2	計画の基本目標	32
3	計画の体系	34
第3章	障害者福祉計画	
1	基本目標ー1 安心してサービスを利用できる仕組みづくり	
1	情報提供等の充実	36
2	相談支援体制の構築	37
3	権利擁護の推進	38
4	福祉サービス利用者の利益保護	39
5	人材の養成・確保	39
2	基本目標ー2 地域での自立生活を支える仕組みづくり	
1	在宅福祉サービスの充実	40
2	経済的自立の支援	41
3	日中活動の場の充実	41
4	移動手段の充実	42
5	住宅の場の充実	42
6	福祉施設の整備・促進	43
3	基本目標ー3 育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり	
1	健康づくりの充実	44
2	乳幼児・低学年児童の養育の充実	45
3	学校教育の充実	46
4	雇用・就労の促進	46
5	スポーツ、文化芸術活動の促進	47
4	基本目標ー4 支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり	
1	障害者理解の促進と交流の充実	48
2	福祉教育の推進	48
3	地域福祉活動の推進	49
4	公共機関、歩行空間等のバリアフリー化の促進	50
5	大規模災害時等の支援体制の充実	51
第4章	障害福祉計画・障害児福祉計画	
1	障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方	52
2	障害福祉サービス等の実績状況	55
3	平成32年度までの成果目標（提供体制の確保に係る目標）	57
4	障害福祉サービス等の見込み量	60

5	障害のある児童への福祉サービス見込み量	63
6	地域生活支援事業の実施	64

第5章	障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の実行にむけて	
1	これからの市貝町で取り組む事項	66
2	計画の推進、評価、進行管理	67

資料編

1	市貝町地域福祉総合計画進行管理委員会設置要綱
2	市貝町障害者福祉計画検討部会名簿
3	市貝町障害者福祉計画検討策定経過
4	障害者福祉計画に関する用語解説
5	アンケート集計結果（単純集計）

第1章 市貝町に暮らす障害のある人々

1 障害のある人の状況

1) 市貝町の人口の推移（各年4月1日現在）

本町の人口は、平成24年から平成29年にかけて減少の傾向にあり、平成29年の住民基本台帳における人口は11,955人となっています。

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総 人 口	12,334 人	12,340 人	12,198 人	12,120 人	12,058 人	11,955 人
男	6,248 人	6,227 人	6,176 人	6,152 人	6,115 人	6,089 人
女	6,086 人	6,113 人	6,022 人	5,968 人	5,943 人	5,943 人
世 帯 数	4,128 世帯	4,090 世帯	4,225 世帯	4,275 世帯	4,336 世帯	4,365 世帯
平均世帯人数	3.0 人	2.9 人	2.9 人	2.8 人	2.8 人	2.7 人

（住民基本台帳）

2) 年齢別人口の推移（各年4月1日現在）

年齢区分別人口構成比をみると、年少人口・生産年齢人口の割合が減少の傾向にあるのに対し、高齢者人口の割合は年々増加しており、本町における少子高齢化の進行は顕著となっています。

区 分		平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年
年 齢 区 分	0 - 1 7 歳	1,969 人	1,926 人	1,879 人	1,834 人	1,811 人	1,750 人
	1 8 - 3 9 歳	3,128 人	3,103 人	2,969 人	2,888 人	2,835 人	2,747 人
	4 0 - 6 4 歳	4,540 人	4,511 人	4,479 人	4,387 人	4,338 人	4,278 人
	6 5 - 7 4 歳	1,125 人	1,224 人	1,311 人	1,432 人	1,485 人	1,582 人
	7 5 歳 以上	1,572 人	1,576 人	1,560 人	1,579 人	1,589 人	1,598 人
合 計		12,334 人	12,340 人	12,198 人	12,120 人	12,058 人	11,955 人
高 齢 化 率		21.9%	22.7%	23.5%	24.8%	25.5%	26.6%

（住民基本台帳）

３）障害のある人等の状況（各年４月１日現在）

平成２９年度における本町の障害者手帳保持者数は、５８５人で平成２４年と比較し４７人増加しています。また、自立支援医療費（精神通院医療）受給者が１１４人、特定疾患医療受給者証交付者（難病患者）が６８人となっています。

本町においては７６７人の障害のある人が共に暮らししており、全人口の６.４％となっており、年々増加しています。

区分	平成２４年	平成２５年	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
身体障害者	４１６人	４４４人	４５９人	４３０人	４２９人	４２６人
知的障害者	８７人	９１人	９４人	９８人	９８人	１０１人
精神障害者	３５人	３９人	３８人	４９人	５３人	５８人
（Ａ）	５３８人	５７４人	５９１人	５７７人	５８０人	５８５人
自立支援医療費受給者	９９人	１１０人	９５人	９３人	１０５人	１１４人
難病患者	５６人	５７人	５７人	６３人	６４人	６８人
（Ｂ）	１５５人	１６７人	１５２人	１５６人	１６９人	１８２人
合計（Ａ）＋（Ｂ）	６９３人	７４１人	７４３人	７３３人	７４９人	７６７人
総人口	１２,３３４人	１２,３４０人	１２,１９８人	１２,１２０人	１２,０５８人	１１,９５５人
対人口比	５.６％	６.０％	６.１％	６.１％	６.２％	６.４％

（健康福祉課調べ）

４）身体障害のある人の状況（各年４月１日現在）

本町の身体障害のある人４２６人を等級別に見ると、１級が３１.７％を占めており、２級が１４.６％と、重度障害のある人が障害のある人全体の約４５％を占めており、３級・４級の中度障害のある人は約４０％です。

等級別身体障害者手帳所持者の推移（各年４月１日現在）

区分		平成２４年	平成２５年	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年
重 度	１ 級	１１６ 人	１２５ 人	１２７ 人	１２５ 人	１２３ 人	１３５ 人
		27.9%	28.2%	27.7%	29.1%	28.7%	31.7%
	２ 級	７０ 人	６９ 人	７１ 人	７０ 人	６４ 人	６２ 人
		16.8%	15.5%	15.5%	16.3%	14.9%	14.6%
中 度	３ 級	６８ 人	７２ 人	７５ 人	６４ 人	６３ 人	６０ 人
		16.4%	16.2%	16.3%	14.9%	14.7%	14.1%
	４ 級	１０５ 人	１１８ 人	１２１ 人	１１２ 人	１１７ 人	１０７ 人
		25.2%	26.6%	26.4%	26.1%	27.3%	25.1%
軽 度	５ 級	２３ 人	２３ 人	２６ 人	２７ 人	２９ 人	３０ 人
		5.5%	5.2%	5.7%	6.3%	6.8%	7.0%
	６ 級	３４ 人	３７ 人	３９ 人	３２ 人	３３ 人	３２ 人
		8.2%	8.3%	8.5%	7.4%	7.7%	7.5%
合 計		４１６ 人	４４４ 人	４５９ 人	４３０ 人	４２９ 人	４２６ 人

（健康福祉課調べ）

本町の身体障害のある人の障害区分別では、肢体不自由が身体障害のある人の46.7%を占め、以下、内部障害が32.9%、聴覚平衡機能障害が12.0%で、視覚障害、複合、音声・言語・そしゃく障害の順となっています。

障害種類別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚	15人	16人	16人	15人	16人	18人
	3.6%	3.6%	3.5%	3.5%	3.7%	4.2%
聴覚・平衡	57人	59人	63人	54人	53人	51人
	13.7%	13.3%	13.7%	12.6%	12.4%	12.0%
音声・言語・そしゃく	5人	5人	5人	2人	3人	3人
	1.2%	1.1%	1.1%	0.5%	0.7%	0.7%
肢体不自由	199人	214人	222人	209人	205人	199人
	47.8%	48.2%	48.4%	48.6%	47.8%	46.7%
内部	124人	132人	135人	132人	134人	140人
	29.8%	29.7%	29.4%	30.7%	31.2%	32.9%
複合	16人	18人	18人	18人	18人	15人
	3.8%	4.1%	3.9%	4.2%	4.2%	3.5%
合計	416人	444人	459人	430人	429人	426人

（健康福祉課調べ）

5）知的障害のある人の状況（各年4月1日現在）

本町の知的障害のある人の数は、平成29年4月1日現在で、101人です。

障害程度別の内訳は、最重度の障害のある人が8.9%、重度の障害のある人が24.8%、中度の障害のある人が41.6%、軽度の障害のある人が24.8%となっています。

程度別療育手帳所持者の推移（各年4月1日）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A1（最重度）	6人	8人	8人	7人	8人	9人
	6.9%	8.8%	5.5%	7.1%	8.2%	8.9%
A2（重度）	24人	23人	24人	26人	25人	25人
	27.6%	25.3%	25.5%	26.5%	25.5%	24.8%
B1（中度）	32人	35人	34人	38人	40人	42人
	36.8%	38.5%	36.2%	38.8%	40.8%	41.6%
B2（軽度）	25人	25人	28人	27人	25人	25人
	28.7%	27.5%	29.8%	27.6%	25.5%	24.8%
合計	87人	91人	94人	98人	98人	101人

（健康福祉課調べ）

年齢別の内訳は、18歳～64歳が71.3%となっていますが、65歳以上の知的障害のある人が増加傾向にあり、障害のある人の高齢化が課題となります。

年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	12人	11人	10人	12人	14人	14人
	13.8%	12.1%	10.6%	12.2%	14.3%	13.9%
18歳～64歳	63人	67人	71人	70人	68人	72人
	72.4%	73.6%	75.5%	71.4%	69.4%	71.3%
65歳以上	12人	13人	13人	16人	16人	15人
	13.8%	14.3%	13.8%	16.3%	16.3%	14.9%
合計	87人	91人	94人	98人	98人	101人

（健康福祉課調べ）

6）精神障害のある人の状況（各年4月1日現在）

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年4月現在58人で、平成24年と比較し23人増加しています。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者の数は、114人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療費受給者等の推移（各年4月1日現在）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳所持者	35人	39人	38人	49人	53人	58人
自立支援医療費受給者	99人	110人	95人	93人	105人	114人
合計	134人	149人	133人	142人	158人	172人
総人口	12,334人	12,340人	12,198人	12,120人	12,058人	11,955人
対人口比	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%

（健康福祉課調べ）

手帳所持者の障害程度別内訳は、2級が62.1%と最も多く、1級が22.4%、3級が15.5%となっています。

級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	8人	10人	10人	13人	13人	13人
	22.9%	25.6%	26.3%	26.5%	24.5%	22.4%
2級	17人	19人	18人	28人	31人	36人
	48.6%	48.7%	47.4%	57.1%	58.5%	62.1%
3級	10人	10人	10人	8人	9人	9人
	28.6%	25.6%	26.3%	16.3%	17.0%	15.5%
合計	35人	39人	38人	49人	53人	58人

（健康福祉課調べ）

7) 特定疾患医療を受けている人（難病患者）の状況（各年4月1日現在）

平成29年2月に開催された「障害者総合支援法対象疾病検討会」における検討結果に基づきパブリックコメントが実施され、平成29年4月に対象疾病を332疾病から358疾病へと拡大しました。うち、難病医療費助成の対象となる「指定難病」は、平成29年4月に306疾病から330疾病へと拡大されました。

特定疾患医療受給者証交付者の推移（各年4月1日現在）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定疾患	51人	52人	51人	57人	58人	62人
小児慢性特定疾患	5人	5人	6人	6人	6人	6人
患者数合計	56人	57人	57人	63人	64人	68人

（健康福祉課調べ）

8) 乳幼児の健康診査の状況（各年4月1日現在）

母子保健法の規定による乳幼児健康診査と相談受診率（各年度3月31日現在）は、以下の通りです。（平成29年度のみ平成30年1月31日現在）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
4カ月児健診	99.0%	100.0%	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%
8カ月児健診	96.9%	97.5%	100.0%	98.6%	97.6%	98.1%
12カ月児相談	76.8%	87.5%	84.2%	91.5%	93.1%	92.4%
1歳6カ月児健診	97.1%	96.0%	93.4%	100.0%	98.5%	93.8%
3歳児健診	97.9%	98.2%	100.0%	100.0%	98.7%	98.4%

（健康福祉課調べ）

9) 障害のある子どもの教育の状況（各年5月1日現在）

本町の障害のある子どもで小・中学校、特別支援学校に入学しているのは21人で、内訳は以下の通りです。

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校	8人	8人	6人	7人	5人	9人
中学校	3人	4人	4人	5人	11人	8人
特別支援学校	1人	1人	1人	4人（1人）	2人	4人
肢体不自由	0人	0人	0人	1人	0人	0人
病弱	0人	0人	0人	0人	0人	0人
知的障害	1人	1人	1人	3人	2人	4人
視覚・聴覚	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	12人	13人	11人	15人	18人	21人

※特別支援学校における障害の重複者は（ ）で表示（こども未来課調べ）

2 「市貝町障害者福祉計画」見直しに係るアンケート調査の結果

1) 調査の対象 592人

本町における障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神）受給者、特定疾病見舞金受給者、障害福祉サービス利用者

アンケート送付対象者	対象者数
身体障害者手帳所持者	351人
療育手帳所持者	88人
精神障害者保健福祉手帳所持者	48人
自立支援医療（精神）受給者	43人
特定疾病見舞金受給者	57人
障害福祉サービス利用者	5人
合 計	592人

※障害が重複している人は、身体、療育、精神、自立支援医療、特定疾病見舞金受給者の順に優先される対象者に計上しています。

2) 調査時期及び調査方法

調査時期：平成 29 年 9 月 20 日から平成 29 年 10 月 4 日

調査方法：郵送による調査票の配付・回収（無記名）

3) 回答者 288人（回答率 48.6%）

4) アンケート調査結果の見方

- ・グラフ中のn値（n=〇〇）は回答者数を示しています。設問によっては回答制限があるため、n値（n=〇〇）が変わることがあります。
- ・調査結果の比率はその設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを示しているため、その合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、回答比率の合計が100%にならない場合があります。

【調査結果のまとめ】

1 あなたの年齢をお聞かせください。

選 択 肢	回 答 数	比 率
1) 0歳～20歳まで	18人	6.3%
2) 21歳から40歳まで	34人	11.8%
3) 41歳から60歳まで	55人	19.1%
4) 61歳以上	175人	60.8%
5) 無回答	6人	2.1%
計	288人	100.0%

2 あなたの障害の状態についてお聞きします。

1) 身体障害（複数回答）

障害の状態	回 答 数
1) 身体障害	101人
2) 視覚障害	11人
3) 聴覚障害	16人
4) 音声・言語障害	4人
5) 内部障害	62人
6) その他	1人
合 計	195人

2) 療育手帳について

障害の状態	回 答 数
A1・A2	17人
B1・B2	36人

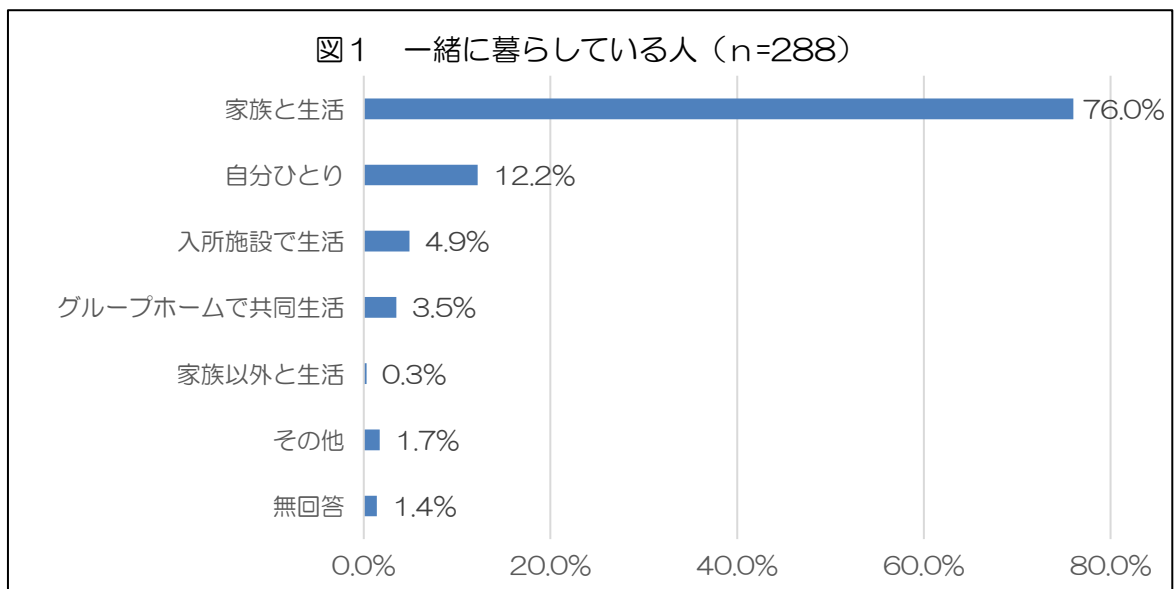
3) 精神保健福祉手帳について

障害の状態	回 答 数
1 級	6人
2 級	20人
3 級	3人

4) 難病（特定疾患）の認定について

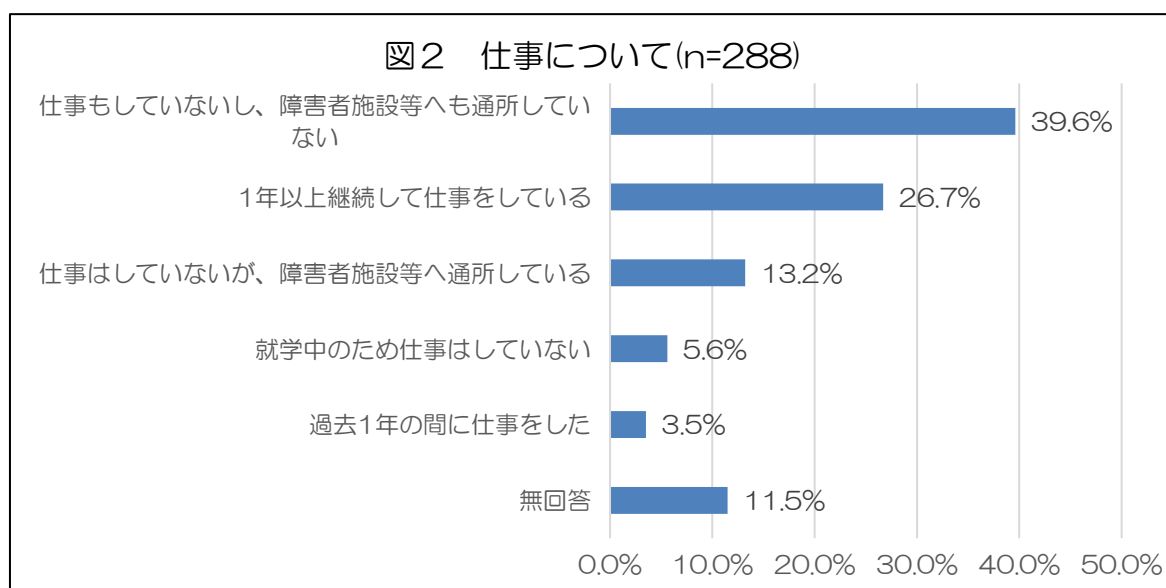
認定の状態	回 答 数
受けている	47人

3 あなたは現在、誰と暮らしていますか。



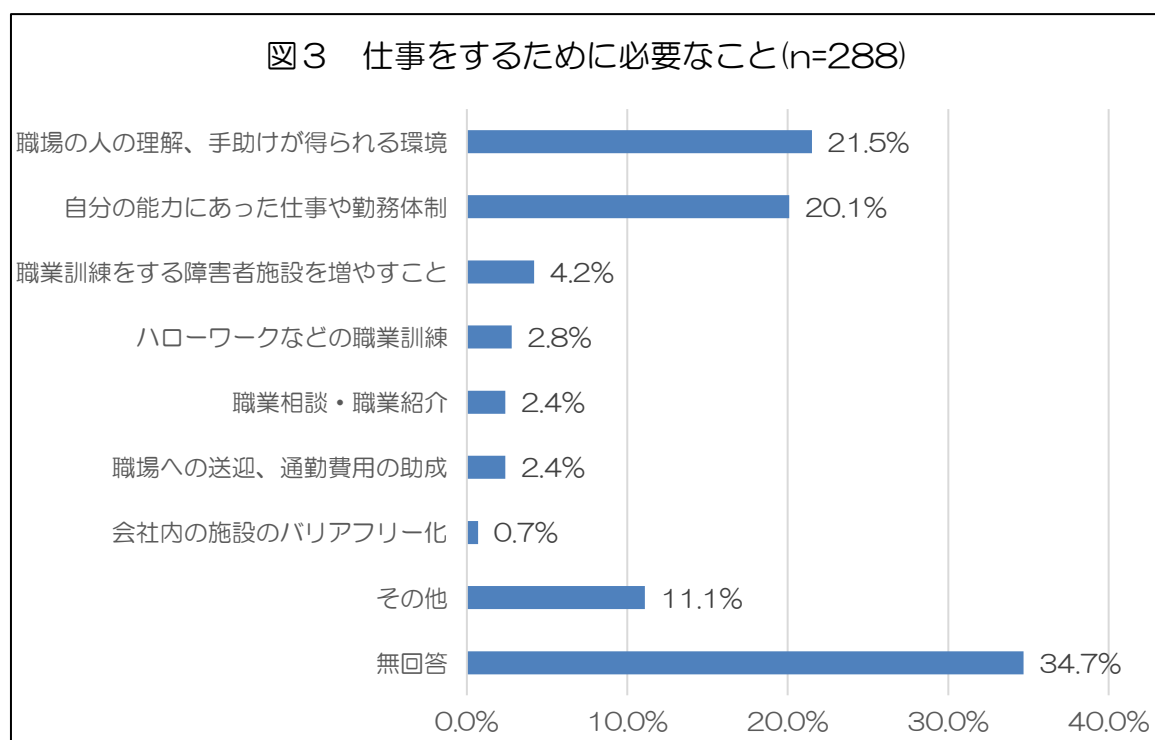
今、誰と暮らしているかについて聞いたところ、「家族と暮らしている」との回答が 76.0%と一番多く、次に「自分ひとり」が 12.2%で、9 割近くが町内で暮らしている状況です。

4 あなたは現在、仕事をしていますか。



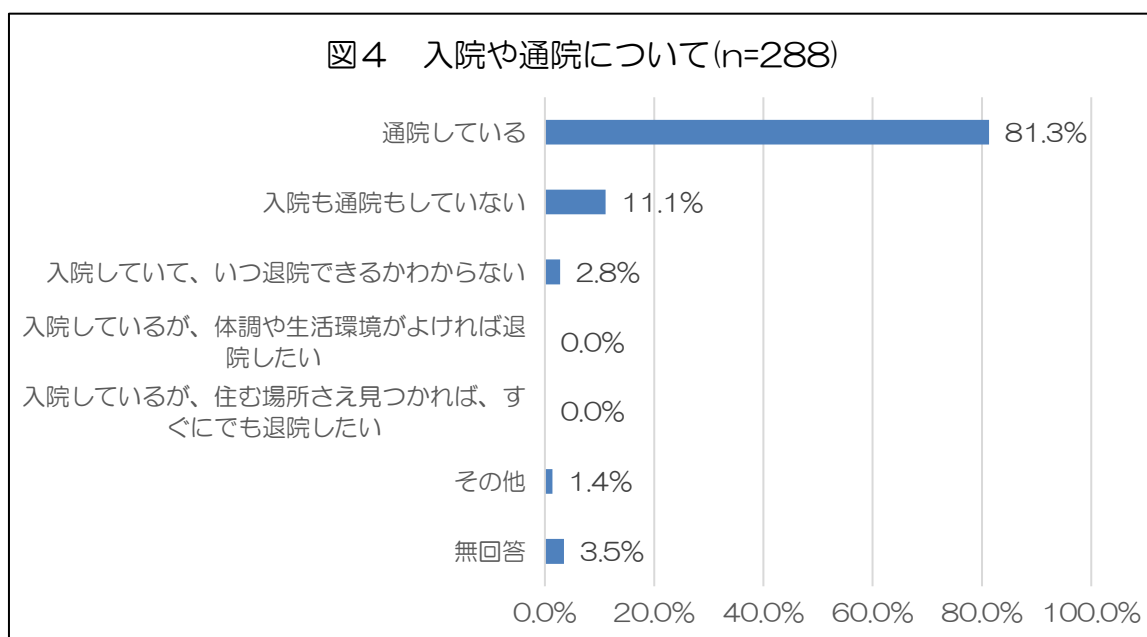
仕事の状況について聞いたところ、「現在、仕事をしている」が 26.7%で約 4 分の 1 が仕事をしています。ただ、一番多い回答が「仕事をしていないし、障害者施設等へも通所していない」が 39.6%でした。これは問1の回答者の年齢区分を見ると 61 歳以上が 60%余であったことと関係していると推測されます。

5 仕事をするために必要なことは何だと思いますか。

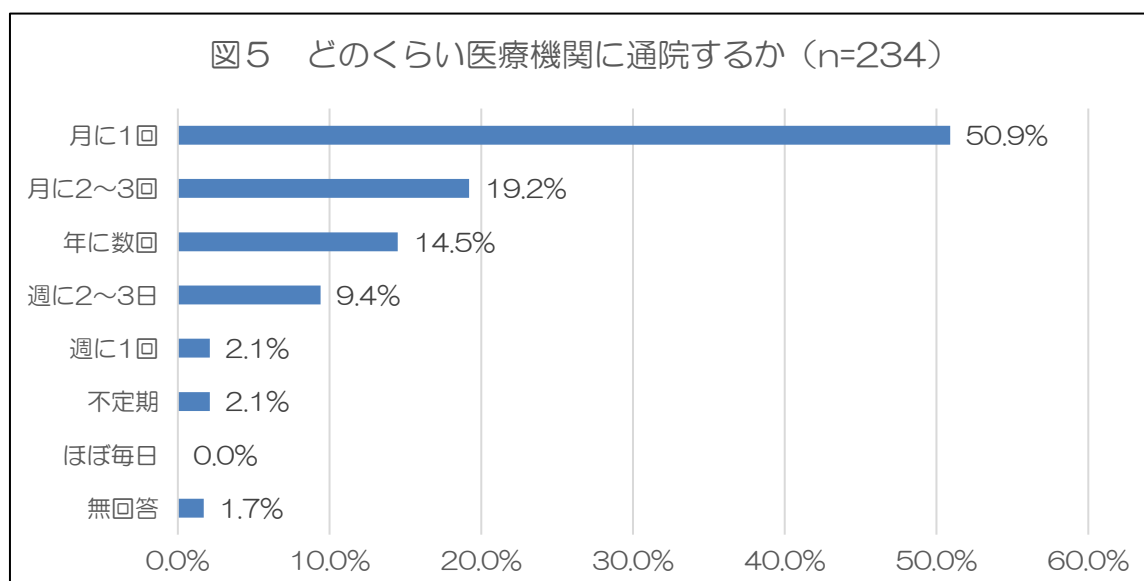


仕事をするための必要条件について聞いたところ、働く職場への支援策として「職場の人の理解、手助けが得られる環境」が 21.5%で、自分の能力にあった仕事や勤務体制が 20.1%と続いています。

6-1 入院や通院の状況についてお聞きします。



6-2 「通院している 234人」の通院の頻度をお聞きしました。



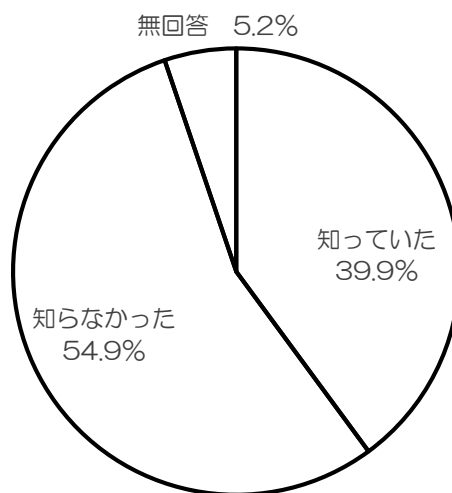
入院や通院の状況について聞いたところ、「通院している」が 81.3%と回答者のほとんどが何らかの疾病で通院しています。また、調査では「通院している」と回答した 234 人に「通院の頻度」を聞いているが、50.9%が「月に 1 回」の通院と回答しています。

7 相談機関の周知度・利用状況

- 1) 芳賀郡障害児者相談支援センター
- 2) 地域活動支援センター
- 3) 障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」
- 4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

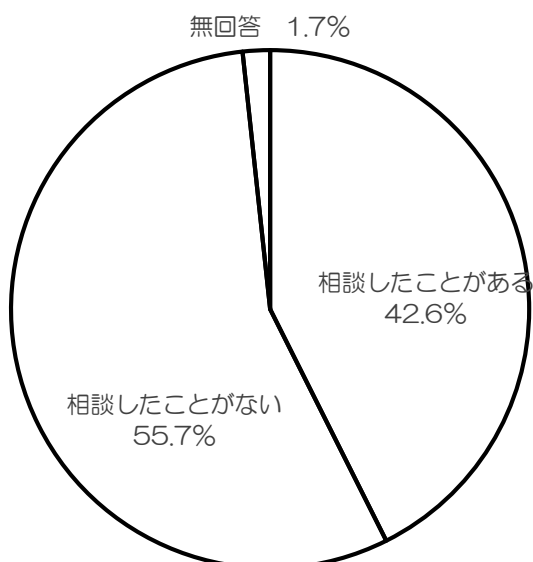
7-1 あなたは上記の相談機関を知っていますか。

図6 相談窓口があることを知っているか(n=288)



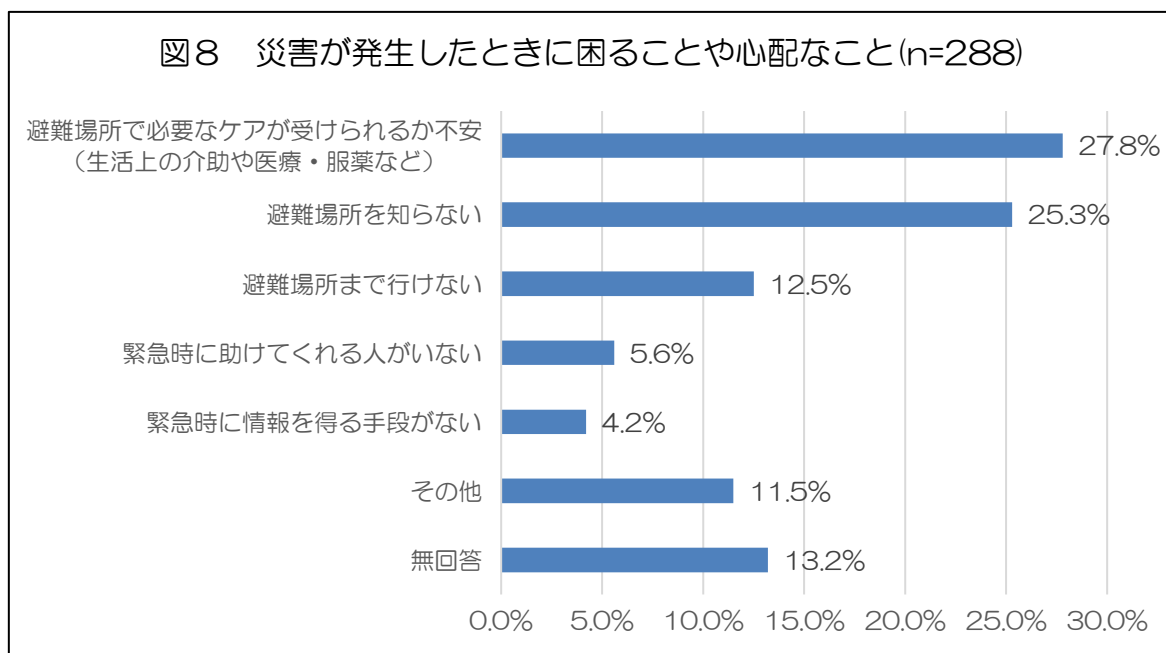
7-2 上記の相談機関を「知っている 115 人」の利用状況をお聞きました。

図7 相談窓口にご相談したことはあるか(n=115)



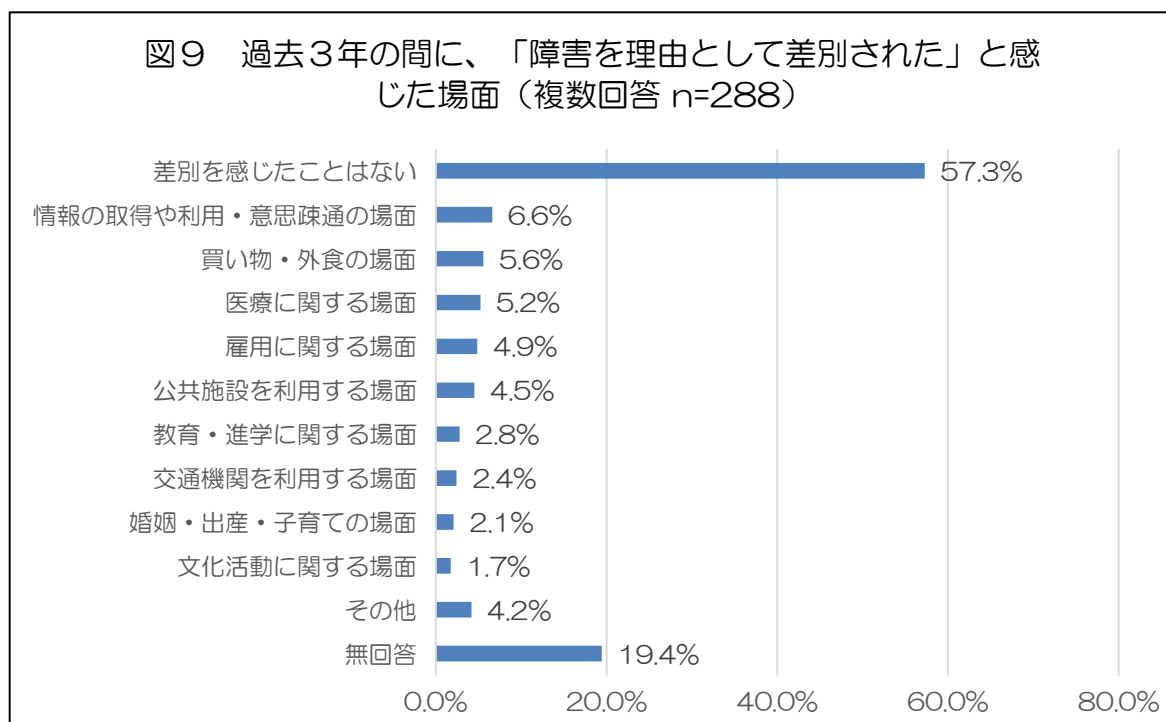
障害者の生活や就労などに関する相談機関の周知度と利用状況について聞いたところ、「知らなかった」が54.9%で、「知っている」の39.9%を上回っていました。また、「知っている」と回答した115人のうち、今までに「相談した」と回答したのが42.6%でした。

8 あなたが、災害が発生したときに困ることや心配なことは何ですか。



地震・台風・水害などの災害時の困ることや不安について聞いたところ、「避難場所での必要なケアが受けられるか不安」が 27.8%で、次に「避難場所を知らない」が 25.3%、さらに「避難場所に行けない」が 12.5%と続いています。

9 あなたは、過去 3 年の間に、障害を理由に差別されたと感じた場面はありましたか。（複数回答）

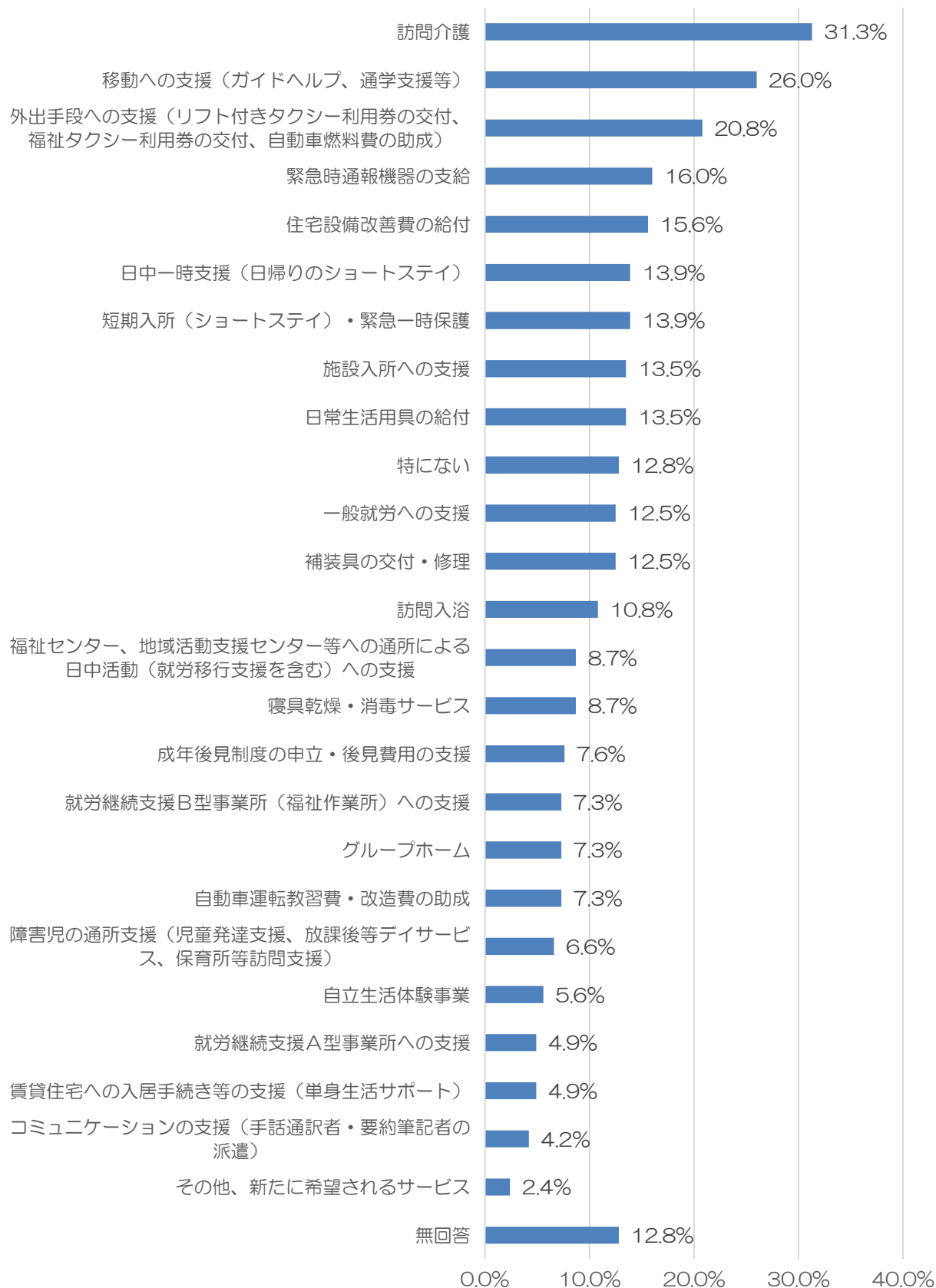


障害を理由に差別されたと感じた場面について聞いたところ、「差別を感じたことはない」との回答が 57.3%でした。差別を感じた場面として「情報の

取得や利用・意思疎通の場面」「買い物・外食の場面」「医療に関する場面」「雇用に関する場面」などが挙げられています。

10 今後、あなたが充実を希望する障害福祉サービスはどれですか。（複数回答）

図10 今後充実を希望する障害福祉サービス（複数回答 n=288）



現在、提供している障害福祉サービスでより充実を希望するものについて聞いたところ、「訪問介護」が本調査回答者 288 人の中で 31.3%と一番多い回答でした。次に「移動支援」が 26%、「外出支援」が 20.8%と社会参加のための移送手段の希望が多い回答でした。この中で町のバリアフリー化も必要であると、障害のある人から希望が出ていました。また、「緊急通報機器」や「住宅設備改善費」の希望も多くありました。

11 アンケート調査の自由記入意見

- 障害者お互いに顔を合わせ、コミュニケーションの場として「福祉集い」(仮称)を関係することを検討して欲しいです。
- 高齢になり、医療ケアが必要となっても、受けられないことや、生活できる場がなかなかみつからなく、困ることが多いです。
- 障害者患者(及び家族も含めて)の会の発足、充実を希望します。障害も含め、生活のこと、将来のこと、病気のこと、等々、気軽に話せるような会があればと、時々考えることがあります。
- 障害者とひとくくりにする場合、本当にたくさんの障害がある人が多いです。個々人がベストに利用できるシステムがあれば、一番良いのですが、行政に全ての障害者に対応して欲しいとは望みませんが、せめて通信手段とか移動手段の案内とかがわかる方法を考えて下されば、うれしいです。
- 地域活動支援センターでの外作業を増やしてほしい。相談支援センターを知らなかったので、通知をいただくなどしてほしい。
- 難病認定だけでは医療費の面では助かるが、就職活動に関しては手帳がない分、一般の枠から探し、病気を知らせ、大抵は話した時点で終了してしまう。ハローワークの方でも病気の事は話しても話さなくてもいいと言うが、精神的には話しておいた方が楽。現在、会社には病気の事は話していない。一度目の入院は何とかなったが、二度目は、クビになる可能性がある。日々病気と仕事で悩んでいる。難病でも障害者手帳同様の物があると助かる。
- 自立はできているが、故に突然発作などが起きた時、周りの人たちが、うまく対応できるのか心配。自分は手帳を持っていないので、何が原因で倒れたかわからないのではないかと不安。たとえ症状は軽くても手帳があると助かります。質問に身体に関するものが多かったため、精神的なものは軽視されやすいのかなと個人的に感じました。
- 障害者施設が話の中心になりがちで、家にいる障害者が行政の恩恵からはじかれているような気がします。在宅障害者がどんどん外出出来るように車改造、燃料費の助成を考えてほしいと思います。タクシー券以外の選択肢を広げてくれたら有難いのです。
- 通所しながらリハビリができる施設が町内にも欲しいです。
- 国や県の判断に従うのではなく、町独自の見解で、福祉サービスを充実させてほしい。
- 呼吸器に障害があります。毎日、近くでゴミをもされ、肺が痛いです。回覧板などで、ゴミを燃やさないように今一度、呼びかけて下さい。

3 「障害者福祉計画（平成27年～平成29年）」の現状と今後の取り組み

基本理念 ともに生き ともに支え合う やさしいまち いちかい

基本目標 1 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）（C）	今後の取り組み・改善事項（A）
1）情報提供等の充実		
① 広報「いちかい」の充実 【重点】 毎月発行の町広報誌に制度・福祉サービス等のお知らせを解りやすく掲載する等丁寧な情報提供に努める。	障害者差別解消法関連記事、障害者週間に合わせて毎年12月号に障害者施策やサービス、団体の記事を掲載した。 障害のある人の団体や社会福祉協議会が主催する、障害のある人へ向けた事業の記事を随時掲載した。	障害者週間に合わせた施策等の紹介を続け、随時情報を掲載していく。 内容を町の他の広報誌ともリンクできるように働きかける。
② 障害者福祉のしおりの作成 各種保健福祉サービスの利用要件、各種手当、税の減免制度など日常に係る社会サービスを一括にまとめたしおりを作成する。	平成27年度に作成した「福祉のしおり」を更新しながら活用している。障害者手帳の受領の際や、健康福祉課・社会福祉協議会の窓口でも配布している。	今後も見やすいしおりになるよう更新し、活用いただけるよう努める。
③ ホームページの充実及びインターネットを活用した情報提供の促進 町のホームページの運用を強化し、インターネット等の媒体等、様々な媒体を活用して、イベントや研修会など各種団体の活動情報について積極的に提供する。	障害のある人の授産品カタログ(真心カタログ・芳賀地区自立支援協議会作成)を優先調達の啓発としてホームページに掲載した。おもいやり駐車スペース等、制度の説明の項目を増やした。	障害のある人も利用しやすいSNSから情報発信できるよう検討していく。
2）相談支援体制の構築		
① 相談支援事業の充実 【重点】 ・新たな相談支援の知識・技術の視点に基づく身近な相談支援体制の構築。 ・障害のある人の家庭訪問や地域社会でのニーズを把握、社会資源及び福祉サービスの活用と開発。 ・ニーズを的確に把握し評価・審査・確認等を行い様々な生活課題や障害種別に対応した総合的な相談支援体制の充実。 ・基幹相談支援センターの設置	「芳賀郡障害児者相談支援センター」が平成28年度から町保健福祉センターに開設され、益子町、茂木町、芳賀町と共同して設置され、運営を行っている。市貝町内の障害児者やその家族がより身近に相談を受けられる環境になった。また、当該センターは基幹相談支援センターとして、人材育成の研修会を実施している。 ○平成29年度 4月～11月実績 相談件数577件 支援回数393回	地域生活支援拠点等の体制整備事業として、総合・専門的な相談、相談支援事業所のバックアップ機関、地域移行・定着に関連した医療機関や専門職種間のネットワークを形成し、町虐待防止センターとの役割分担等相談支援体制の充実を図る。 就労情報のさらなる開拓のため、ハローワーク等と連携する。

	社会福祉協議会において一般就労の機会創出のため、町内の農業経営者、企業などに障害者の就労の引き受けについての訪問を実施。 ○農家開拓件数 1件 ○企業開拓件数 3件（工場・新聞店・物流施設）	
② 相談業務部署・団体の連携強化 多岐多様な相談ニーズへの対応、専門性を生かした相談、庁内の各種相談窓口の連携、関係機関（県健康福祉センター、芳賀郡障害児者相談支援センター、社会福祉協議会等）との連携の強化。	芳賀郡障害児者相談支援センターが設置された。自立支援協議会「相談支援部会」などを含め、困難事例は多くの関係機関と連携しながら相談・支援を行った。障害のある人が生活困窮者であるケースもあり、社会福祉協議会と連携して支援した事例もあった。	引き続き連携を強化していく。
③ 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携 身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携をはかり、より身近な地域での相談支援の充実。	情報があつた場合に身体障害者相談員が訪問して相談に当たっている。県主催の研修会に相談員と職員が参加した。	インフォーマルサービスとして相談窓口の場を設けられるよう図る。相談員のスキルアップにつながるよう研修の場を設ける。
④ 相談業務担当者の相談支援研修の充実 各種窓口での困難ケースへの対応、専門家や機関が相互に協力し合うケアマネジメント、相談から包括的な生活支援につなげるために、相談支援機能に関する研修活動を充実させる。	芳賀地区自立支援協議会「相談支援部会」や県が立案する研修会など専門相談員は積極的に研修を行っており、役場担当者も研修に参加している。	基幹相談支援センターが出来たことできめ細やかな支援が可能となった。地域支援も含め研修を充実させていく。
⑤ ケアマネジメント等支援体制の充実 相談、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、問題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するための「サービス利用計画」の作成を行う。	相談支援専門員によるサービス利用計画を作成している。 社会福祉協議会職員2名が初任者研修受講修了した。	基幹相談支援センターが連絡・調整を行い、地域の核となり、町も連携して計画の質の向上を図っていく。社会福祉協議会の相談支援専門員の育成に努める。
3) 権利擁護の推進		
① 成年後見制度の啓発・利用支援 判断能力が十分でない人の財産等の権利を守る制度である、審判の費用、成年後見人の報酬等必要な費用の支援を行う。	地域生活支援事業必須事業で「成年後見制度利用支援」を定めており、費用助成が可能。 身体障害者福祉会では障害のある人の視点で成年後見制度の研修を行った。県の補助を利用して県内障害者団体が行う「親亡き後」に関する講演や研修会に参加を勧めている。民生委員に制度利用の講座を開催した。	市民後見制度の推進を図る。法人後見をどこで実施するか社会福祉協議会も含めて検討していく。

② 虐待防止の啓発及び対応策の強化【重点】 障害のある人の虐待や権利侵害の未然防止の普及啓発に努め、市貝町障害者虐待防止センターと関係機関との連携、虐待の早期発見・早期解決に努める。	委託業者と連携し、24 時間通報を受け付けた。 町健康福祉課に「市貝町障害者虐待防止センター」を置き、相談を受け付けている。県主催の研修会に職員が参加した。 平成29年度 通報0件 平成28年度 通報1件 平成27年度 通報0件	芳賀郡障害児者相談支援センターが基幹相談支援センターとして相談の機能も担う。町独自の研修会の実施を企画していく。
③ 差別解消に向けた広報啓発の充実 町広報誌やイベント等を通して町民・事業者等への周知に努め、障害のある人の理解の取り組みを充実させる。	芳賀地区自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会にあたる検討委員会を設けた。町広報誌への記事掲載、相談窓口の設置、庁内の職員向け対応要領の作成、ホームページに掲載し啓発に努めた。 平成29年8月に、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を開始し、合理的配慮を促す一助となるよう普及に取り組んだ。	相模原市施設事件等、内なる優性思想が出ていることから、「障害も個性」と考えられる福祉教育も含め検討が必要。 町独自の研修会の実施を企画する。
④ 日常生活自立支援事業の活用支援 社会福祉協議会で、判断能力が十分でない人が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。	社会福祉協議会では、障害のある人と契約し、必要な支援を行っている。知的障害者5名、発達障害の疑い2名が日常生活自立支援事業「あすてらす」を利用している。 利用者の利用できるサービスの説明を実施し、介護保険が利用できる利用者へ福祉サービスの利用手続きなどの支援を行う。 ○平成29年度中 1件	今後も支援を続けていく。
4) 福祉サービスの質の向上		
① 第三者評価事業の受審の促進 事業所における福祉サービスの質の自己評価を進め、第三者評価制度の受審の促進を図る。	できていなかった。(事例がなかった) 福祉サービス第三者評価推進シンポジウムがあったが、参加できなかった。	研修会の参加、関係機関と連携など、推進を図るよう努める。
② 苦情解決の仕組みの充実、申立支援 福祉サービス提供事業者のサービスの苦情に対応できる体制の周知、苦情申し立て等の支援を行う。	事業所からの虐待の通報には、関係機関と連携して対応した。セルフプランの利用者の対応が困難であった。	サービスの内容により、相談支援事業所と連携、虐待の事例に該当するかどうか等内容をよく確認する。場合によっては県の指導も受ける。

③ 事業者情報の収集・提供 障害のある人が利用するサービス提供事業所の提供内容や利用要件等の情報収集、情報提供の体制整備を行う。	窓口での情報提供や相談の実施を行った。芳賀郡障害児者相談支援センター等関係機関と連携した。	合理的配慮の理解、情報提供の体制整備。
5) 人材の養成・確保		
① 相談支援専門職員の研修の強化【重点】 相談業務従事者が、障害のある人のニーズ把握から福祉サービスにつなげられるような総合的な相談支援体制の構築に求められている知識・技能の研修の強化。 相談支援従事者研修等に参加し、地域の相談支援リーダーになる人材養成に努める。	自立支援協議会「相談支援部会」等で、相談支援専門員のスキルアップ、地域づくりの推進、精神障害者の地域移行・地域定着の推進を目的に、毎月研修を実施している。栃木県で実施している相談支援従事者初任者研修を受講できる実務経験者(3年程度)の育成が必要であるが、平成29年度は社会福祉協議会の専門員等の人材育成に努めた。	町内に指定相談支援事業所を設置する。 住民に対する障害理解を図る。
② 手話通訳・点訳等の養成研修の支援 聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障害のある人の意思疎通を図るため、手話通訳者・点訳者等の養成研修を支援する。	町では意思疎通支援事業を行っているが、養成研修は行っていない。 社会福祉協議会では、聴覚障害者支援のため手話入門講座の開催および手話サークルの立ち上げ支援を行った。手話入門講座を土曜日に開催し、学生や現役世代を参加しやすくした。手話サークルの独自の活動が始まっていて、広域で活動できるよう真岡市聴覚障害者協会や郡内のサークル団体と連携している。 ○平成29年入門講座 全3回 延べ39名参加	引き続き人材の発掘およびステップアップへの支援を行う。音声・言語機能についての理解、啓発につとめる。手話通訳の町の行事への参加を推進。ニーズの実態を調査する。 講座参加者からの意見を尊重し、単発的な講座でなく年間を通した講座を取り組めるよう実施する。
③ 福祉関係職員等の研修の充実 町、関係団体等の障害福祉サービス提供に従事している職員や民生委員児童委員が、障害理解を深め質の高い福祉サービス提供・支え合い支援ができるよう研修を充実させる。	民生委員児童委員に向けた研修は県社会福祉協議会等が実施しており、委員が参加している。 民生委員協議会では障害のある人の施策について説明し、障害者施設の視察研修を行った。 社会福祉協議会では、地域における「ゆるやかな見守り」を推進するため、福祉協力員の研修の中で障害者就労施設の代表者と懇談する機会をもった。	障害理解に向けた研修方法を実施する。

基本目標 2 地域での自立生活を支える仕組みづくり

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	今後の取り組み・改善事項（A）
1）在宅福祉サービスの充実		
① 訪問系福祉サービスの提供 身体介護・家事援助等の介護や移動の際の支援としての「居宅介護」等のサービスを必要な支給量を確認し、基盤整備に努める。	必要な量は支給決定するよう努めているが、県東圏域に利用できる社会資源は不足しているため調整が必要。	芳賀郡障害児者相談支援センターとも連携し、コーディネート、基盤整備を図る。
② 補装具費支給事業の提供 身体的機能を補うため、補装具や日常生活用具の給付等を行う。	補装具が必要な障害者には、医師の意見書等に基づき「とちぎリハビリテーションセンター」の判定後に給付している。相談者の状況に応じて日常生活用具の支給決定に努めた。	適正な給付に努め、関係機関による周知、様々な媒体で制度の周知を図る。
③ 在宅での自立生活の支援 在宅生活のために必要な短期入所サービス・移動支援事業等の必要な支給量を確認し、基盤整備に努める。	短期入所、移動支援事業所の量の確保は県東圏域の課題でもある。地域生活支援拠点の整備の中で、緊急一時受入れ事業も含め圏域で検討を重ねてきた。	地域生活支援拠点整備事業を基に、事業を実施しながら検討していく。
④ 難病患者等の在宅生活支援事業の提供 ホームヘルプサービス事業や日常生活用具給付等の療養生活の支援を目的とした事業の実施、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図る。	日常生活用具・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱等の整備を行い予算化し、必要な障害児者への給付を図った。総合支援法により難病患者へも障害福祉サービスを提供している。	相談支援の知識を充実させ、基盤整備に努める。
2）経済的自立の支援		
① 障害基礎年金の周知 障害のある人の生活の安定を図るため、「障害基礎年金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努める。	窓口パンフレットの設置、年金部局への照会等を行った。総合相談支援センター、社会福祉協議会では受給までの支援を行っている。	利用促進に努める。民生委員協議会で研修会を開く。
② 各種福祉手当の周知 「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などに関する情報を周知するとともに利用促進に努める。	「福祉のしおり」に記載し窓口で配布。該当者への周知、申請受付を行い、県へ進達を行った。	関係機関と連携し利用促進に努める。

③ 生活福祉資金貸付制度の利用支援 自立更生に必要な資金を確保するため「生活福祉資金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努める。	民生委員児童委員に向けた研修は県社会福祉協議会が実施しており、委員が参加している。民生委員協議会で社会福祉協議会が説明を行っている。	社会福祉協議会と協力して利用支援を図る。
3) 日中活動の場の充実		
① 日中活動の機会提供 日中に施設などで日常生活又は社会生活ができるよう創作的活動や生産活動の機会を提供し、必要な支給量の確保と基盤整備に努める。	平成 28 年から、旧小貝中央小学校校舎を利用して 1 事業所が「日中一時支援」サービスを実施し、長期休暇時など障害児が利用している。 社会福祉協議会では、身体障害者福祉会・知的障害育成会で余暇活動の支援を行った。（居場所づくり、外出支援） 芳賀地区では地域活動支援センター補助事業を行っている。	引き続き、サービスの支給決定、余暇活動の支援を行う。地域生活支援拠点等整備事業を通し地域活動支援センターの機能強化も検討していく。
② 身体機能・生活能力の維持・向上 身体機能を補うための補装具、日常生活用具の給付等を行い、地域生活の維持向上を図る。	必要な障害者には、医師の意見書等に基づき補装具、日常生活用具を給付している。	適正な給付に努める。
③ 介護給付の提供 身体介護・家事援助等の介護や移動の際の支援として居宅介護等を提供し、必要な支給量の確保と基盤整備に努める。	必要な量はサービス等利用計画に基づき支給決定している。利用できる社会資源が不足している。	基盤整備に努める。
④ 就労支援の促進 地域で自立した生活を送るため、経済的な自立に向け、一般就労や障害福祉サービスの就労支援事業等の多様な就労機会の確保や就労を支援する。	平成 29 年 2 月に芳賀地区自立支援協議会「就労支援部会」で、障害者雇用に関するセミナーを開催した。平成 27 年からは毎年、芳賀地区の障害者事業所授産品販売会を真岡市内スーパーで開催し、障害者の賃金向上促進と啓発に努めた。	就労支援部会を利用し、障害者雇用促進に努める。
4) 移動手段の充実		
① サシバふれあい号の運行 障害者の移動手段としても、利用目的の拡大の検討等を含め引き続きデマンドタクシーを運行する。	引き続き運行している。障害者がわかりやすく利用できるよう、目的地までの乗り方等の案内を行っている。芳賀地区自立支援協議会「相談支援部会」及び芳賀地区地域生活支援拠点等体制整備モデル事業では、芳賀管内の公共交通資源について検討した。 社会福祉協議会内の障害者居場所づくり事業の中で、障害を持つ人々の意見として土日祝日運行の必要性について団体で議論をした。	地域での自立生活及び社会参加を促進する。 生涯学習課主催で障害者が参加できるスポーツ事業を開催しているが、会場まで行く移動手段がない状況であるため検討が必要である。

② 福祉タクシー券等の提供 福祉タクシー、リフト付き福祉タクシー（身体障害者手帳１・２級下肢・体幹機能障害）利用者への助成を行う。自立生活のため社会参加を促進する移動手段・移動支援等の方向性を検討する。	福祉タクシーについて、利用者の範囲を療育手帳Ａ１～Ｂ２所持者、精神障害者保健福祉手帳１～３級所持者まで拡大した。（身体障害者は１～３級所持者が対象）	制度を周知し、自立のための外出支援を図り、検討していく。 社会参加の重要性として、タクシー券以外の在宅福祉のサービスを検討する。
５）住宅の場の充実		
① 町外グループホーム事業者との連携 グループホーム等、居住場所の確保に努める。（町外事業者との連携）	平成２９年度中に社会福祉法人が町内にグループホームを新設した。	地域生活支援拠点の一環となるよう、障害者の意見を取り入れながら法人と連携していく。
② 住宅改修費の助成 住宅改修（下肢障害３級以上・特殊便器への取り替えは上肢２級以上）の制度の周知を図る。	障害福祉に関するパンフレットを平成２７年に作成し更新しながら活用し、ホームページでも掲載している。	広報誌等や民生委員の訪問を通して制度の周知を図る。
③ 生活福祉資金貸付制度の利用支援 社会福祉協議会の、障害のある人の「生活福祉資金」の情報の周知を図り、利用促進に努める。	社会福祉協議会広報誌に制度の案内を掲載し、住民への周知を行った。支援に携わる民生委員には定例会で説明を行った。	関係機関への周知及び利用促進に努める。
６）福祉施設の整備・促進		
① 福祉施設入所の支援 地域で生活することが困難な障害のある人に対して、広域的に施設と連携を深めながら入所支援を行う。	長期入院の精神障害者に関しては、認定調査を行うなど関係機関と連携して障害福祉サービスにつながるよう努めてきた。地域生活支援拠点等体制整備モデル事業では地域移行を進めてきた。	福祉施設から地域生活への移行促進をふまえた上で、必要とする人の支援を行っていく。
② 障害者福祉施設の新設の整備・促進【重点】 市貝町に障害者支援施設、または居場所を新設する福祉施設の整備・促進を図る。	市貝温泉内に障害者を雇用しての食堂を新設するため準備を進めている。平成２９年度には社会福祉法人が町内にグループホームを新設した。	グループホームなどの地域生活支援拠点整備に関しては法人との連携が必要。障害者の意見も取り入れながら居住場所の確保に努める。

基本目標 ３ 育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり

施策展開・具体的施策（Ｐ）	計画実施状況（Ｄ）	今後の取り組み・改善事項（Ａ）
１）健康づくりの充実		
① 障害の予防・早期発見等 乳幼児健診や発育発達相談の充実にも努め、早期発見・早期療育の体制整備を図る。保護者が身近なと	乳幼児健診時発育発達を問診等でチェックし、健康指導の際、保護者の思いを聞き取りながら、早期療育の周知をすすめている。	発達については、保護者の思いをくみながら、早期療育をすすめていく。観察のポイントを提示していくことが今後必要である。ことばの教

ここで相談ができ、継続して支援が受けられるよう、関係機関相互の連携を図る。	子育ての困りごとを汲み取り、ことばの教室、こころの相談、県東健康福祉センター２次健診の場をすすめてきた。	室、県東健康福祉センター２次健診につなげ、必要に応じ、就学時相談と連携していく。
② 保健・医療サービスの充実 健康保持と経済的負担の軽減のため自立支援医療の給付制度、重度心身障害者医療費助成制度の実施、制度の周知を図る。	芳賀地区自立支援協議会「すこやか発達部会」の取組を検討し、障害児のためのサポートガイド作成とインターネット上で見られるようにした。 平成 28 年 7 月から中学 3 年生以下のこども医療費を現物給付とした。	今後もサービスの充実を図る。
③ こころの健康づくり・相談の実施【重点】 精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進める。精神保健相談日の開設。講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図る。	こころの健康相談の実施（年 6 回） こころの健康づくりでは、予防が重要だと考えている。心の整理をし、ケースによっては関係機関につないでいる。 講演会は、県主催のものを広報に掲載し周知している。	乳幼児健診・妊娠届の際の母のメンタル面のチェックを重視し、事業につなげていく。年 1 回広報誌において、心の健康に関する内容を提示する。身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療の役割であるプライマリ・ケアの重要性を考えていく。 平成 30 年度に自殺対策計画を策定する。
④ 県東健康福祉センターとの連携 精神保健対策における保健・福祉・医療の専門的な取り組みとの連携を深め、精神障害がある人の地域生活の維持・向上を図る。	精神保健対象者の情報の共有を図り、地域生活の維持・向上を図る。 ケースに応じた地域生活のあり方を検討する場を今後も継続していく。	年 1 回、相互の情報を共有し、対応のあり方を検討していく。
⑤ 難病医療費等の助成 治療困難な指定難病については、医療費の一部を助成する。	医療費については県の対応となる。町としては難病患者の方に特定疾患見舞金の支給を行っている。対象者には個別通知で周知している。（小児慢性特定疾病も対応） 1 人 10,000 円／年 平成 29 年度 64 名（12 月現在） 平成 28 年度 67 名 平成 27 年度 65 名	栃木県では難病医療費助成制度により、医療費の一部を助成している。 見舞金の額については、他市町の状況を把握し検討することが必要と思われる。
2) 乳幼児・低学年児童の養育の充実		
① 乳幼児健診・ことばの教室等の就学前対応 ・乳幼児健診・ことばの教室等で障害の早期発見に努め、保護者の悩み・相談等に対応する。・母親同志の交流を通して育児不安の解消に努める。・乳幼児期から就学相談を行い、保護者の理解啓発と就学前教育の充実に向けた支援を行う。	乳幼児健診、ことばの教室の際、保護者からの相談、思いを聞き、子育ての助言をする。ベビーマッサージ教室等とおし、母親同志の交流の場とする。 発達障害の早期発見と意義について、1 歳 6 カ月健診時にリーフレット配布を開始した。	健診時のこどもの発達状況を保護者とともに確認する。離乳食、ベビーマッサージ教室等を通し、母親同志の交流が行えるよう支援する。 こどもの発達については、保護者の受け止め方を把握し、教育支援の担当者との連携を密にしていく。

② 保育所・幼稚園での統合保育の推進 保育所・幼稚園では、今後も障害児の受け入れを継続し、障害児保育に対応できる保育士の配置を行うとともに、統合保育を行い、乳幼児期からお互いを理解、育ちあうよう保育を充実させる。	各施設において、統合保育を行っており、平成 29 年度の身体障害者手帳を所持する入所児童数は、2 名となっている。平成 27 年度からは、保育士を加配して障害児保育を実施する保育園、認定こども園に対し、対象児童に対する、保育士の加配状況により補助金を交付するなど、統合保育を推進している。	引き続き、統合保育を推進する。
③ 学童クラブへの障害児の受入れの推進 障害のある児童に対して、放課後や夏休みなど長期休業中や、放課後などの居場所の確保に努める。	障害児については、利用希望に応じ、可能な限り受け入れに努めている。受け入れに当たっては、職員体制に配慮し、「放課後児童支援員認定資格研修」の受講を推進するなど、職員の資質の向上に努めている。また、国の補助金なども活用し、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する、放課後児童支援員等の配置に要する費用の支援も検討していく。	障害児を適切な環境で受け入れられる施設の整備を行う必要がある。
④ 障害児保育等保育職員の資質向上 保育所・幼稚園の障害児保育に必要な知識及び技術の習得を進め、保育士、教職員の資質向上を図る。	障害児に限らず、各種研修会への積極的な参加を推進しており、専門的な知識の習得に努めるほか、職員会議などにおいて研修内容を全職員にフィードバックしている。障害を持つ児童への理解・支援のあり方について職員間の共通認識を持つよう努めている。	障害を持つ児童にあわせた保育を行えるよう、専門的な知識を有するカウンセラー等の活用を推進する。
3) 学校教育の充実		
① 就学相談の実施 乳幼児健診、5 歳児発達相談、就学・教育相談会（3 歳児から中学 3 年生まで）等で、発達段階と能力、特性を踏まえた教育が受けられるよう、関係機関と連携して就学相談、教育相談を実施する。	スクールカウンセラーが、保育所(園)・幼稚園を訪問し、3 歳児以上の様子を調査して、障害などの早期発見や保育士等への支援方法のアドバイスを行っている。また、役場において年 2 回就学・教育相談会も実施し、スクールカウンセラーが保護者の相談に応じている。 それらの情報をもとに、家庭・学校・地域が連携しながらより細やかな支援に努めている。	現在の幼保小連携に加え、保護者との共通理解のため個別指導票の作成、活用を図る必要がある。
② 教育施設環境の整備 障害がある児童・生徒の教育施設に、障害種別に関係なくだれもがその能力を最大限に発揮できるように施設や設備の環境整備に努める。	施設整備費の予算計上が難しく、整備されていない状況である。	現状を把握したうえでの整備計画の検討が必要である。

③ 特別支援教育の充実 障害や発達の違いのある児童・生徒の年齢、それぞれの発達段階等、ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を充実させる。	特別支援学校の体験学習等や就学相談会の情報提供を行っている。特別支援学級の見学、担任との情報共有、面談の調整等、ニーズに応じた連携に努めている。	子どもにとって最も理想とする支援を保護者と共に進めるため、関係機関とも連携しながら、よりよい支援のあり方を探る必要がある。
4) 雇用・就労の促進		
① 雇用促進のための啓発活動の充実 就労促進のため、受け入れ企業の理解・協力が重要であるため、雇用や職場環境整備に関する制度についての啓発を行う。就労の相談体制を充実させる。	芳賀地区自立支援協議会「就労支援部会」で関係機関と連携し、障害者雇用のセミナーを実施した。就労支援部会員の企業が障害者の研修受け入れを行った。社会福祉協議会において、企業経営者に障害者の就労についての配慮についての説明を行った。	企業がどう受け入れるかが課題である。啓発活動を行っていきながら理解促進に努める。通勤手段も課題となるため検討する。
② 障害者就労支援事業の充実 一般就労が困難な障害のある人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、就労支援を充実させる。必要な支給量の確保と基盤整備に努める。	障害者就業・生活支援センター(チャレンジセンター)や、生活困窮者自立支援相談支援員とも連携し就労についての相談、支援を行った。また、就労継続支援A型事業利用者は支給決定時に暫定支給を行うため「特定求職者雇用開発助成金(ハローワーク)」の対象とならないため注意してきた。	今後も関係機関と連携し、基盤整備に努める。
③ 就労支援の促進 一般就労や、障害福祉サービスの就労支援事業等の多様な就労支援の確保や就労を支援する。	障害者就業・生活支援センター(チャレンジセンター)や、生活困窮者自立支援相談支援員とも連携し、就労についての相談、支援を行った。	今後も関係機関と連携し、基盤整備に努める。
④ 障害者の職業能力開発の充実 ハローワークや就労支援事業者、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、職場環境整備と助成制度の普及に努める。	芳賀地区自立支援協議会「就労支援部会」では、ハローワーク、就労支援事業者、障害者就業・生活支援センター(チャレンジセンター)とも連携を行っている。	今後も関係機関と連携し、就労機会の拡大のための環境整備に努める。
5) スポーツ、文化芸術活動の促進		
① スポーツ・レクリエーション事業の充実 「障害者スポーツ大会」への参加を促進する。障害のある人となない人が共に楽しめるスポーツ・レクリエーションの提供を充実させる。	社会福祉協議会と連携し、栃木県障害者スポーツ大会に昨年度より多くの人に参加していただいた。社会福祉協議会では、障害のある人となない人が共に参加できる卓球バレー大会を開催し、交流の機会を設けた。	栃木県障害者スポーツ協会・障害スポーツ指導員とも連携し、障害者だけでなく、健常者も一緒に参加できる大会の開催をこれからも図る。
② スポーツ活動の参加機会の充実 スポーツ大会など各種大会に選手を派遣する等スポーツの普及と振興に努める。	社会福祉協議会と連携し、栃木県障害者スポーツ大会に昨年度より多くの人に参加していただいた。町スポーツレクリエーション祭の種目に障害者団体が推進する種目を追加したことで、障害者や団体として参加しやすくなり、健常者と共に楽しめる機会ができた。	栃木県障害者スポーツ協会・障害スポーツ指導員との連携し、スポーツの普及と振興に努める。

③ 文化芸術活動の紹介、情報提供 障害のある人の文化祭や障害者美術展等の文化・芸術活動の情報・収集と紹介により、自ら文化活動に参加できる環境づくりを推進する。	町民祭に、障害者の団体も参加しやすい要項づくりができなかった。	実施者側への理解促進を図り、障害者が参加しやすい環境づくりに努める。 障害者へ配慮を求める。
④ 文化芸術活動への参加支援 文化活動を関係団体と連携しながら支援し、参加する機会の充実に努める。	町民祭の応募要項が、文字のポイントも小さく障害者に分かりにくかった。	参加しやすい支援体制づくりに努める。

基本目標 4 支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	今後の取り組み・改善事項（A）
1) 理解の促進と交流の充実		
① 広報「いちかい」への特集記事掲載 町や社会福祉協議会の広報による啓発活動を充実させ、障害のある人の日常や、障害者団体の活動を紹介、啓発活動を行う。	障害者週間がある12月には町広報誌で障害者団体の記事を掲載した。 「社協だより」には障害を持つ人々の団体の活動を掲載している。	今後も企画する。
② 障害者理解等福祉啓発行事の開催【重点】 「障害者週間」（12月3～9日）にイベントや広報啓発を行う。	広報誌に記事を掲載した。芳賀地区自立支援協議会「就労支援部会」では、芳賀地区障害者施設の授産品の合同販売会を真岡市スーパーで行い、町も協力した。	今後イベントや広報啓発を行っていく。
③ 障害者・障害者団体との交流の場づくり 障害のある人が参加できる機会を増やし、障害のある人が自ら企画、参加し、町民と交流を深めるプログラムの実施を支援する。	社会福祉協議会で卓球バレーを通して交流する場を設けている。身体障害者福祉会は自ら事業を企画している。 小貝小学校、社会福祉協議会、教育委員会で連携しPTAを巻き込んだ福祉教育及び講演会を実施した。 町のスポーツレクリエーション祭に、障害者団体が推進する種目ができたことで、障害のある人が町主催の行事に参加し住民と交流を深めるきっかけとなった。	町で企画できないか検討していく。
2) 福祉教育の推進		
① 小中学校における障害者理解の講演等の開催	学校・企業・地域・障害を持つ人々の組織・社会福祉協議会が連携し、障害者理解の福祉学習プログラム合同立案及び学習を実施した（総合的な学習の時間で活	小学校との連携の継続及び、中学校への働きかけを行う。引き続き、学校のニーズに沿った講師のマッチングを行う。小学校により実施回

小中学校で障害のある人と身近に触れ合う機会を設け、教育と福祉の連携により互いに助け合う意識を育てる講演会等の開催を支援する。	用・全小学校)。障害を持つ人々の方と、町内でのフィールドワーク等を行った。中学校への案内はしているものの、実施はできていない状況である。 中学校では、平成29年より福祉について講演をする機会を社会福祉協議会が福祉全般についての啓発講演をする時間を確保した。	数に差があるため、強化地区の指定等を検討する。
② 小中学校への福祉教育教材の貸出し・提供 小中学校で取り組まれる福祉教育及びボランティア体験学習に必要な情報資料・活動器材等の貸出し・提供し、障害理解を深める。	社会福祉協議会では、疑似体験キット等の福祉教材の貸出しを行い、県や近隣市町と連携し学校が希望する資機材の調達をおこなった。町内外福祉施設と連携を図りながら、人材の協力や機材の調達を行った。	引き続き、小中学校の学習ニーズを基に、必要とする資機材の整備を行う。
③ 社会人・企業等における体験学習の開催 日常的なボランティア活動を通し、障害のある人への理解と協力の必要性に基づく体験学習の開催を支援する。	社会福祉協議会で開催する福祉教育や障害者関連事業において、ボランティアの募集を積極的に行い体験から気づきを得られる機会をつくった。 益子特別支援学校が町内で開催したマラソン大会に、町内住民5名が事業運営ボランティアとして協力した。	より多くの人に継続して参加してもらえる機会を増やすよう努める。ボランティアポイント制度を活用し、福祉教育に繋がる機会を創出する。
④ 障害者が参画する体験学習の場づくり 町民との相互交流と相互理解の体験学習を障害のある当事者が自ら企画、運営し、交流を深めるプログラムの実施を支援する。	身体障害者福祉会・知的障害者育成会では、居場所づくりに関する事業を計画して実施している。	実施場所の調整など、協力していく。
3) 地域福祉活動の推進		
① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 地域福祉計画、地域福祉活動計画と整合性をもち、障害のある人の地域自立生活を支援する。 地域福祉活動計画の策定 (社会福祉協議会)	地域福祉計画は平成27年3月に策定した。 地域福祉活動計画は平成28年10月に策定した。	計画中の施策の遂行に努める。
② ボランティアセンターの機能の強化 町民の福祉意識の向上やボランティア参加の拡充等の基盤強化や障害者・障害者団体からのニーズ把握やボランティア申請に対応する機能の強化を図る。 (社会福祉協議会)	保健福祉センターロビーに大型のボランティア情報掲示板を設置し、福祉活動情報・ボランティア活動情報の広報及び住民が自由に情報を発信・収集できる環境を整備している。 社会福祉協議会では新規ボランティア人材の発掘を行った。	継続して人材の掘り起こしを行う。マッチング機能のシステムを作成中である。

③ 精神保健ボランティア活動の推進 精神障害のある人への差別や偏見を取り除き、地域社会で自立生活を支えるために、精神保健分野のボランティア活動を推進する。	高齢者ボランティアポイント制度では、精神障害者保健福祉手帳のある人も支援を行っている。	栃木県精神保健福祉センターの研修会等を利用したボランティア育成、精神障害の理解・啓発の場を広報等で伝えていく。
④ 身近な見守り・生活支援活動の推進 【重点】 障害のある人の生活課題は多様であり、社会的孤立、制度外や制度の狭間のニーズに対応する住民相互の助け合い活動・生活支援活動の構築に取り組む	相談支援専門員や民生委員、関係機関と連携し見守りを進めているが、住民相互の助け合い活動の構築は未着手。障害者のとちぎ権利擁護センター「あすてらす」利用による金銭管理を行っている。 住民相互の助け合い活動の構築は、数件ではあるが、ボランティアポイント制度を活用しながら、地域住民による障害のある人へのゴミ出しや買い物支援などが動きはじめた。 社会福祉協議会ではケースに応じて、自治会長や近隣住民に障害者への地域での生活支援への協力を訪問して依頼する。 障害者の金銭管理などは、日常生活自立支援事業「あすてらす」の利用促進を行っている。	ボランティアポイント制度も活用し、住民同士の地域で助けあい活動ができるよう体制の構築を図る。
⑤ 民生委員児童委員活動の支援 民生委員児童委員は、町とともに障害者福祉施策を協働して実現することが求められ、民生委員協議会における障害者福祉問題の取り組みを実施する。	民生委員児童委員協議会で障害者施策の説明を行った。	民生委員児童委員協議会の中で企画するよう図る。
⑥ 障害者団体間のネットワークづくりの支援 【重点】 町内で活動する障害当事者団体は、障害種別を超え、障害のある人々と家族の共通問題の世論を呼び起こし、施策の実現等に取り組むためのネットワーク形成を支援する。	障害を持つ人々の団体で連携・交流を図り、障害種別をこえたサロン活動の実施やスポーツ大会への参加を行った。 障害を持つ人々の団体間で連携をとり、近隣市町と合同で事業を実施しながら、障害者活動などの発展に向けての協議を行った。 また、障害者施設より職員の参加協力があるため、専門職種も含めたネットワークが形成できる環境づくりを始めた。	引き続き実施していく。

4) 公共機関、歩行空間等のバリアフリー化の促進		
① 公共施設や公園等のバリアフリー化の促進 町内の公共施設等を誰もが利用しやすい施設とするため、段差の解消、障害のある人に配慮したトイレや駐車場の整備の促進を行う。	平成27年度はスロープのない小学校へ、社会福祉協議会より簡易的なスロープの寄贈を行った。 社会福祉協議会・学校・障害を持つ人々で実施する福祉教育で市貝小学校区内の公共施設にある多機能トイレを全て調査し、修繕の必要箇所の提案を行った。 ○市貝温泉内多機能トイレ L字フックの取り付け方の誤りの指摘	保健福祉センターにオストメイトトイレ設置に向け働きかけていく。
② 公共交通機関等の道路・交通環境の整備 身体障害者、高齢者等の公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上、違法看板等による道路や歩道の不法占用の解消に向けて、関係機関・事業者等に働きかけを行う。	できていなかった。	地域の実情に応じ、歩道の設置、段差の解消などバリアフリー化に努める。
③ 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく整備指導 ソフト面及びハード面からのバリアフリー化を進めることが求められている。不特定多数の人が利用する公共的施設に関し、障害のある人が施設を快適に利用できるよう条例に基づき事業者を指導する。	おもいやり駐車スペースの登録施設について、市貝町役場のみだったが、平成28年度に新たに道の駅、保健福祉センターが登録した。	町内施設の登録増を図る。
5) 大規模災害時等の支援体制の充実		
① 避難行動要支援者対策計画の策定 町の地域防災計画に基づき避難行動要支援者対策計画が策定されており、日常的な見守り体制や災害時における地域支援体制の整備を図ります。	避難行動要支援者の名簿を民生委員児童委員等関係機関に配布。民生委員と相談支援包括支援員が訪問、調査を行った。	地域支援体制を整備していく。
② 避難行動要支援者名簿の整備、改訂 日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、災害時に避難等の際に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、その状況を記載した避難行動要支援者名簿を整備すると同時に状況の変化があれば改訂する等に取り組む。	名簿の改訂は完了したが、避難支援個別プランの策定が未着手。	避難支援個別プランの作成の具体的な策定方法から検討が必要。早期に策定できるよう努める。

③ 福祉避難所の指定 障害のある人や高齢者等に配慮した公共施設を福祉避難所として指定し災害時における避難生活の不安の解消を図る。	社会福祉法人1ヶ所を福祉避難所に協定締結済。高齢の障害者の避難場所となっている。	様々な種別の障害者がいることをふまえた福祉避難所を検討し、町外施設も視野に入れながら協定締結に向け働きかけを行う。
④ 障害者参加の防災避難訓練等の実施 【重点】 総合的な防災訓練に障害当事者団体として、地域防災訓練には個人・家族としての積極的な参加を促進する。障害のある人に対して、防災訓練の必要性を周知するとともに、障害のある人が参加しやすい防災訓練を検討する。	町の防災訓練では障害のある人に向けた訓練は行われなかった。	障害のある人が参加した防災訓練、避難所体験を企画する。
⑤ 防犯対策及び緊急時等の対応 障害のある人への防犯・防災対策や緊急時対策を推進する。	社会福祉協議会で実施した、地域福祉座談会において座談会参加者に向け、災害時弱者への配慮や情報収集の連絡先などについて啓発を行った。	高齢者向けの「振り込め詐欺防止」の啓発がわかりやすい。今後障害を持つ人々の意見を伺いながら推進に努める。

第2章 障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の 基本的な考え方

1 計画策定の背景

わが国においては、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（昭和56年）とこれに続く国連・障害者の10年を契機として、障害のある人も尊厳を持った一人の人間として等しく主体性・自主性を確保し、あらゆる分野の活動に積極的に参加できるよう、障害のある人が地域の中で普通に生活ができる社会の実現（ノーマライゼーション）と障害のある人の全人間的復権の実現（リハビリテーション）という二つの理念にむけた取り組みが、制度的な枠組みを中心として進められてきました。

平成5年に障害のある人の自立及び社会参加に向けた支援などのための施策について基本事項を定める「障害者基本法」が成立しました。そして、平成7年には「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正され、精神に障害のある人の自立と社会参加への支援が打ち出されました。

平成14年には障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会実現を目指した「新障害者基本計画」が策定されました。

平成18年には、サービス利用の仕組みを利用者自らが選択する時代となり「障害者自立支援法」が施行され、平成18年6月には高齢者や障害のある人の社会参加を促進するための法制度として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されました。これにより、総合的・一体的なバリアフリーへの取り組みが、公共交通機関だけでなく施設や周辺環境で図られることとなりました。

障害者自立支援法はその後一部改正を経て、平成25年4月（一部平成26年4月）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」へと改正され、障害のある人の範囲に難病患者の追加や障害支援区分の新設等が盛り込まれました。

また同年、「障害者基本計画（第3次計画）」が策定され、新たに「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

さらに、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准を目指した国内法の整備等が進められ、平成23年6月には「障害者虐待防止法」の制定、7月には「障害者基本法」の改正、平成25年6月には「障害者差別解消法」が制定されました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

以上のように、わが国の社会福祉全体の枠組みは、平成に入って社会福祉の基礎構造改革に伴って大きく変化しています。特に障害福祉サービスの分野ではサービス体系が複雑となり、サービス提供体制の地域間格差がみられるなど、様々な課題が生じ、サービス提供の実施主体である市町村の取り組みがますます重要になってきています。

栃木県では、市町における障害者福祉・障害福祉計画を支援する「とちぎ障害者プラン21」や「栃木県障害福祉計画、栃木県障害児福祉計画」の素案が示されており、本町の障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画においても基本的な方向性などについて整合性を持ち策定しています。

障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、住民、関係団体及び関係機関などのご意見を踏まえ、障害者施策の一層の推進を図り、本町における総合的な障害者施

策全般に関する基本的な計画として策定し、障害福祉施策推進の方向性を新たに示すものです。

2 計画の位置づけ

1) 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやその確保策等を定める「市町村障害福祉計画」の2つの計画、さらに平成28年6月に改正された「児童福祉法」において、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」は、一体のものとして策定し、本計画においても位置づけを行いました。

障害者基本法（第11条第3項）

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

障害者総合支援法（第88条第1項）

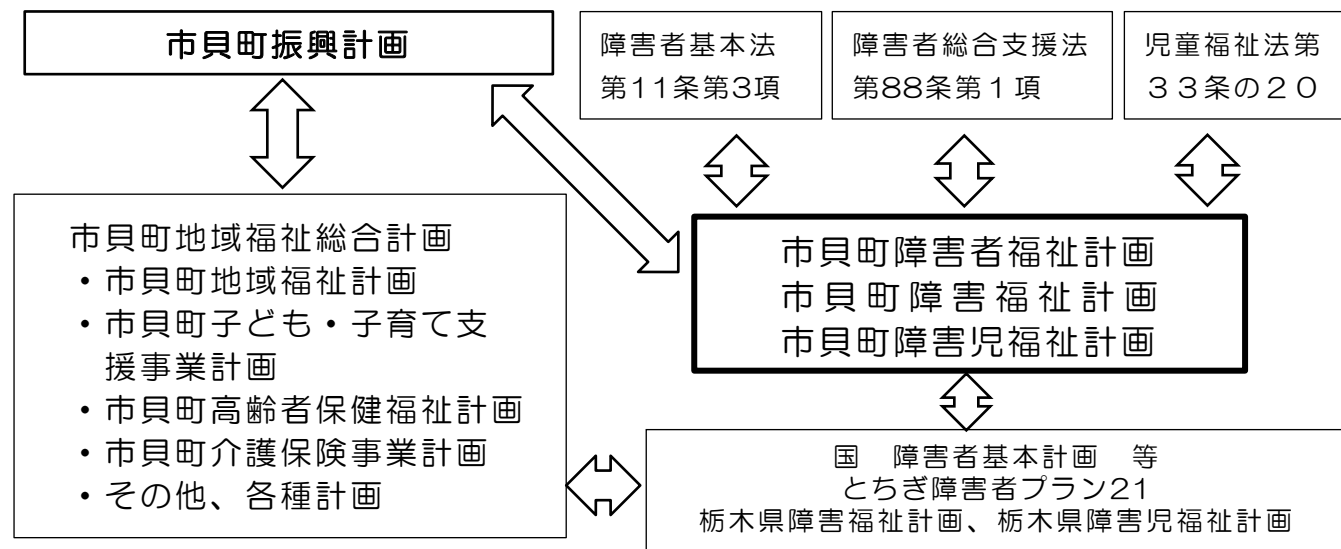
「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

児童福祉法（第33条の20）

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

2) 各種計画との関係

本計画は市貝町振興計画及び市貝町地域福祉総合計画を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

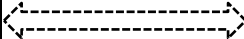
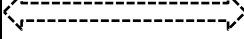
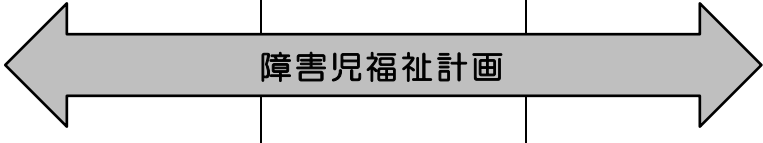


3 計画の期間

障害者福祉計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、平成30年度より平成32年度までの3年間とします。

ただし、国の指針により、毎年「PDCAサイクル」【計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)】に基づく見直しが必要となります。

なお、将来における障害者施策の制度変更や障害のある人の現状に柔軟に対応するため、計画期間の途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H29年度 策定	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害者福祉計画 (第5期)	(第4期) 	 障害者福祉計画		
障害福祉計画 (第5期)	(第4期) 	 障害福祉計画		
障害児福祉計画 (第1期)		 障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

○ 市貝町地域福祉総合計画進行管理委員会障害者福祉計画検討部会

本町の社会福祉関連計画を策定するため「市貝町地域福祉総合計画進行管理委員会」が設置され、その下部組織として「障害者福祉計画検討部会」を設置し検討を行いました。部会は、学識者、障害者団体関係者、福祉団体関係者、公募委員などで構成され、障害者アンケート調査、現行計画の評価分析等企画・運営を行いました。

○ 障害者アンケート調査の実施

身体・知的・精神・難病等の障害のある人へアンケート調査を行い、出された意見・要望などから課題を把握・整理しました。

○ 平成29年度障害者福祉計画の進捗状況の把握、評価

部会では第4期障害者福祉計画の4つの主要施策の実施状況及び実績状況から課題の抽出及び評価を行い、次期計画に盛り込む施策などを検討しました。

また、障害福祉計画の指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業の給付実績、見込み量と実績、施設等から地域移行の実績などから課題及び評価を行い、次期計画の見込み量などを検討しました。

5 障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

1) 計画の基本理念

本町が目指すべき地域社会は、障害のある人もない人も、だれもが住みなれた地域で平等な暮らしを送ることができる地域共生社会であり、障害にかかわらず、自分の意思を基に、できる限り自立した暮らしが実現できるような地域共生社会を実現しなければなりません。

以上のような地域づくりを目指し、障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の新たな理念として、だれもが社会的な排除を受けず、地域社会の一員として「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ能力をできる限り発揮できる地域共生社会をめざす「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の考え方を大切にします。

その中に含まれる考え方は、障害を持つ人の主体性・自立性を尊重し、自分自身で問題や課題を解決していく力（エンパワメント）を高め、地域での自立生活支援のために、地域包括支援体制（住み慣れた地域や自宅で安心して長く暮らしていけるようにする地域の支援体制）の促進と充実を図り、生活の質の向上を目指す考え方です。

こうした考え方を示す障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本理念として、

「ともに生き ともに支え合う やさしいまち いちかい」としました。

2) 計画の基本目標

計画の基本理念である「ともに生き ともに支え合う やさしいまち いちかい」を実現するために4つの基本目標を設定し、本計画を推進します。

基本目標 1 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

障害のある人や家族などが安心して自分に適したサービスを自ら選択できる仕組みをつくるために、利用者が自らの判断で各種サービスを選べるよう情報提供体制の整備を目指します。

障害のある人に対する権利侵害や差別を防止し、その被害の予防と救済のための権利擁護の仕組みを整備します。

また、身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができ、サービス利用までを寄り添いきめ細かい地域包括支援体制の一層の整備に努めます。同時に総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の確保及び相談支援などの資質の向上に努めます。

障害のある人が質の高いサービスを身近で安心して受けられるよう、「安心してサービスを利用できる仕組みづくり」を基本目標とします。

基本目標 2 地域での自立生活を支える仕組みづくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。また、住宅環境の整備、特に市貝町の中に障害者福祉施設の整備を検討・促進します。

障害のある人が地域で自立して生活し続けられるよう、「地域での自立生活を支える仕組みづくり」を基本目標とします。

基本目標 3 育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり

障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図ります。また、保健・医療・福祉の緊密な連携を図ることによって、総合的な共生型サービス提供体制の構築を目指します。

障害のある人もない人も、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに社会参加することができる環境づくりのため、保育や教育の充実、就労支援の充実、スポーツや文化活動を充実します。

障害のある人が社会のさまざまな分野で活躍できるよう、「育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり」を基本目標とします。

基本目標 4 支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり

障害のある人もない人も、社会的包摂＝ソーシャルインクルージョンの理念のもとに、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら生活していける地域力の強化を図り、地域共生社会の構築を推進します。

さらに、障害のある人が自由に移動し、安心して施設を利用できるようバリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

とくに、災害時における協力支援体制が整備する障害のある人もない人も、ともに支え合い、協力しながら生活できるよう、「支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり」を基本目標とします。

3) 計画の体系

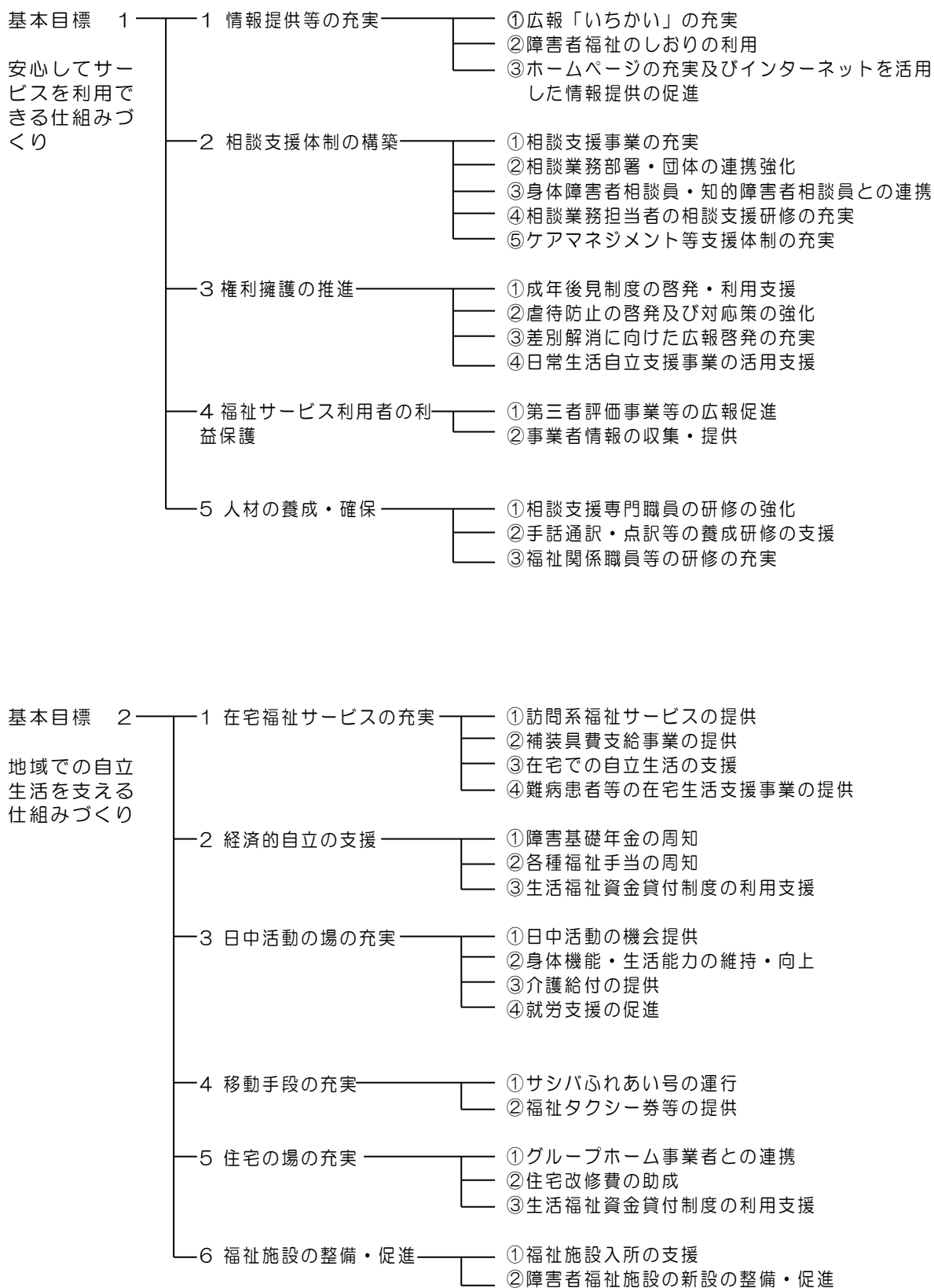
基本理念

基本目標

施策の展開

具体的施策

ともに生き
ともに支え合う
やさしいまち
いちかい



ともに生き
ともに支え合う
やさしいまち
いちがい

基本目標 3
育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり

- 1 健康づくりの充実
 - ① 障害の予防・早期発見等
 - ② 保健・医療サービスの充実
 - ③ こころの健康づくり・相談の実施
 - ④ 県東健康福祉センターとの連携
 - ⑤ 難病医療費等の助成
- 2 乳幼児・低学年児童の養育の充実
 - ① 乳幼児健康診査・ことばの教室等の就学前相談対応
 - ② 保育所・幼稚園での統合保育の推進
 - ③ 学童クラブへの障害児の受入れの推進
 - ④ 障害児保育等保育職員の資質向上
- 3 学校教育の充実
 - ① 就学相談の実施
 - ② 教育施設環境の整備
 - ③ 特別支援教育の充実
- 4 雇用・就労の促進
 - ① 雇用促進のための啓発活動の充実
 - ② 障害者就労支援事業の充実
 - ③ 就労支援の促進
 - ④ 障害者の職業能力開発の充実
- 5 スポーツ、文化芸術活動の促進
 - ① スポーツ・レクリエーション事業の充実
 - ② スポーツ活動の参加機会の充実
 - ③ 文化芸術活動の紹介、情報提供
 - ④ 文化芸術活動への参加支援

基本目標 4
支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり

- 1 障害者理解の促進と交流の充実
 - ① 広報「いちがい」への特集記事掲載
 - ② 障害者理解等福祉啓発行事の開催
 - ③ 障害者・障害者団体との交流の場づくり
- 2 福祉教育の推進
 - ① 小中学校における障害者理解の講演等の開催
 - ② 小中学校への福祉教育教材の貸出し・提供
 - ③ 社会人・企業等における体験学習の開催
 - ④ 障害者が参画する体験学習の場づくり
- 3 地域福祉活動の推進
 - ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
 - ② ボランティアセンターの機能の強化
 - ③ 精神保健ボランティア活動の推進
 - ④ 身近な見守り・生活支援活動の推進
 - ⑤ 民生委員児童委員活動の支援
 - ⑥ 障害者団体間のネットワークづくりの支援
- 4 公共機関、歩行空間等のバリアフリー化の促進
 - ① 公共施設や公園等のバリアフリー化の促進
 - ② 交通公共機関等の道路・交通環境の整備
 - ③ 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく整備指導
- 5 大規模災害時等の支援体制の充実
 - ① 避難行動要支援者対策計画の実効
 - ② 避難行動要支援者名簿の整備、改訂
 - ③ 福祉避難所の指定
 - ④ 障害者参加の防災避難訓練等の実施
 - ⑤ 防犯対策及び緊急時等の対応

第3章 障害者福祉計画

障害者福祉計画は、4つの基本目標を設定し、市貝町、関係機関・団体、障害を持つ人々の団体、企業・商店、町民等が「ともに生き ともに支え合う やさしいまち いちかい」の実現に求められる施策の展開と具体的施策をまとめました。

1 基本目標—1 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

障害のある人やその家族などが安心して自分に適したサービスを自ら選択できる仕組みをつくるために、利用者が自らの判断で各種サービスを選べるよう情報提供体制の整備を目指します。

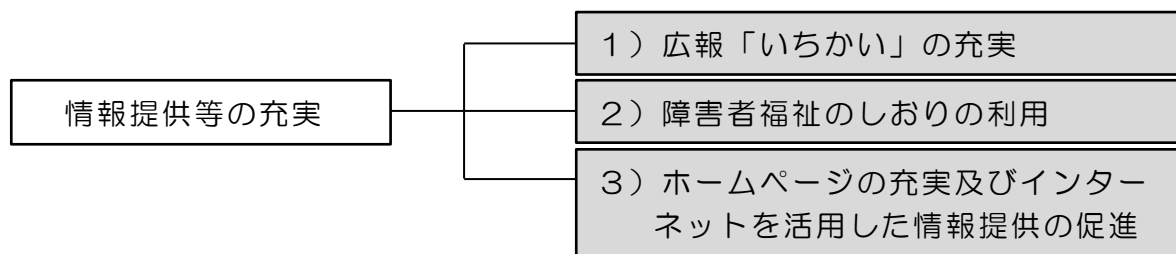
障害のある人に対する権利侵害や差別を防止し、その被害の予防と救済のための権利擁護の仕組みを整備します。

また、身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができ、サービス利用までを寄り添いきめ細かい地域包括支援体制の一層の整備に努めます。同時に総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の確保及び相談支援などの資質の向上に努めます。

障害のある人が質の高いサービスを身近で安心して受けられるよう、「安心してサービスを利用できる仕組みづくり」を基本目標とします。

施策の展開

1 情報提供等の充実



1) 広報「いちかい」の充実

毎月発行の町広報誌に障害者に関する制度・障害福祉サービス等のお知らせを解りやすく掲載する等の丁寧な情報提供に努めます。

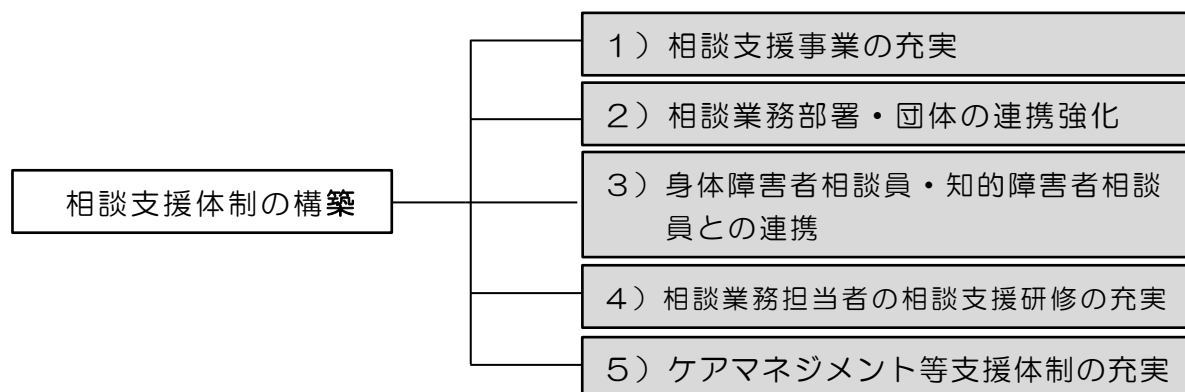
2) 障害者福祉のしおりの利用

障害者の各種障害福祉サービスの利用要件、各種手当、税の減免制度など日常生活に関わる社会サービスを一括にまとめ作成したしおりを利用、更新していきます。

3) ホームページの充実及びインターネットを活用した情報提供の促進

町のホームページの運用を強化し、インターネット等の媒体をはじめ、様々な機会を活用して、イベントや研修会など各種団体の活動情報について積極的に提供します。さらに、町民との双方向の情報交流が可能となるSNSを活用することを検討します。

2 相談支援体制の構築



1) 相談支援事業の充実

障害のある人の自己決定を尊重し、地域で自立した生活を支援するうえで相談支援活動が果たす役割は重要であり、新たな相談支援の知識・技術（コミュニティソーシャルワーク）の視点に基づく身近な相談支援体制の構築を図ります。

また、障害のある人の家庭訪問や地域社会でのニーズを把握（アウトリーチ型ニーズ把握）、社会資源及び障害福祉サービスの活用と開発は、福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。

既に設置している総合相談支援センターが核となり、日々の相談支援業務等から障害のある人のニーズを的確に把握しアセスメント（評価・審査・確認等）を行い、様々な生活課題や障害種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

2) 相談業務部署・団体の連携強化

多岐多様にわたる相談ニーズに対応するとともに、専門性の特性を活かした相談を行い、庁内の各種相談窓口の連携に努めます。そのうえで、県健康福祉センターや芳賀郡障害児者相談支援センター、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、多機関・多団体における相談支援体制のネットワーク化を図ります。

3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく相談支援事業を広く展開するため実施している身体障害者相談員・知的障害者相談員や総合相談支援センター等のインフォーマルサービスとの連携を図り、より身近な地域で相談支援ができるよう充実していきます。

4) 相談業務担当者の相談支援研修の充実

各種相談窓口における困難ケースへの対応や、保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い総合的な福祉サービスの提供が求められています。

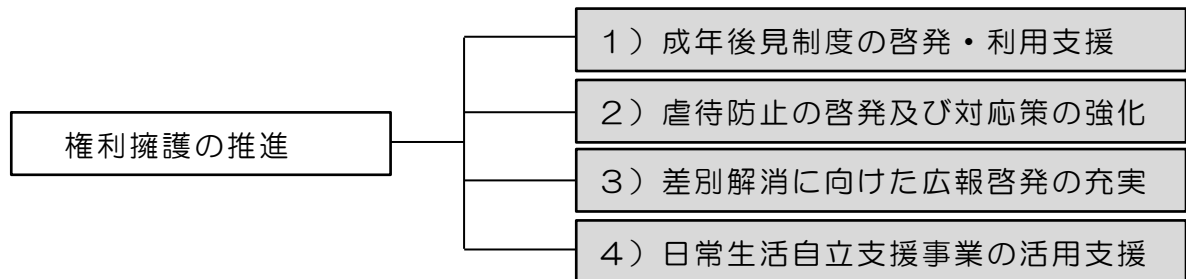
そのために、相談支援から包括的な生活支援につなげる役割を担う公私の相談業務担当者の研修カリキュラムの充実を図り、町主催の研修や県等の研修への参加奨励に取り組みます。

5) ケアマネジメント等支援体制の充実

障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害のある人の自立した生活を支え、その抱える問題の解決や適切

なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するための「サービス利用計画」の作成を行います。

3 権利擁護の推進



1) 成年後見制度の啓発・利用支援

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」の施行により、成年後見制度の利用の促進及び利用に関する体制の整備がより求められています。町では、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度利用支援事業を定めています。

判断能力が十分でない人の財産等の権利を守る制度であり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である人に対して支援を行います。併せて受け皿となる後見人(市民後見人等)の養成に取り組みます。

2) 虐待防止の啓発及び対応策の強化

障害のある人への虐待や権利侵害を未然に防止するための普及啓発に努めます。平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、町では障害者虐待に係る通報・届出窓口として「市貝町障害者虐待防止センター」を設置し、委託により24時間通報も受け付けています。栃木県障害者権利擁護センター等関係機関との連携を図り、障害者虐待の早期発見・早期解決に努めます。

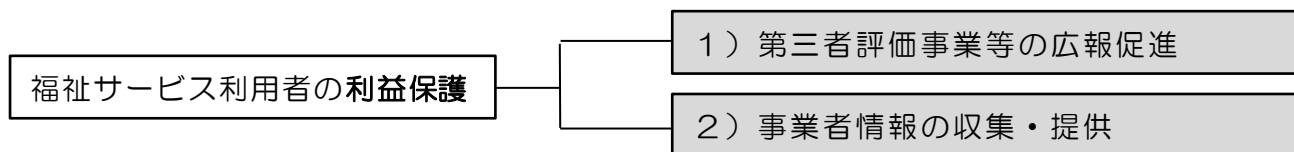
3) 差別解消に向けた広報啓発の充実

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が禁止されています。町では、職員を対象とした対応要領を策定し、相談窓口を健康福祉課に設置しました。今後、町広報誌やイベント等を通して町民・事業者等へ障害の特性に応じたコミュニケーションの取り方など合理的配慮等の周知に努め、障害のある人の理解の取り組みを充実します。

4) 日常生活自立支援事業の活用支援

社会福祉協議会で、知的・精神上的の障害のある人で判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等を行います。

4 福祉サービス利用者の利益保護



1) 第三者評価事業等の広報促進

本町の障害のある人が利用している事業所の質の高い障害福祉サービスを確保するために、事業所における障害福祉サービスの質の自己評価をふまえた第三者評価制度の受審の促進を働きかけ、障害福祉サービスを提供している事業所に対して提供しているサービスの苦情に対応できる仕組みの必要性を周知します。また、障害を持つ人が利用している障害福祉サービスに苦情がある場合、事業所及び県運営適正化委員会への苦情申立の支援を行います。

2) 事業者情報の収集・提供

障害のある人が利用する各種障害福祉サービス提供事業所の提供内容や利用要件等の情報を収集し、必要に応じて提供する体制を整備します。

5 人材の養成・確保



1) 相談支援専門職員の研修の強化

町及び関係機関や団体等が行っている日々の相談業務に従事している者が、障害のある人のニーズ把握から障害福祉サービスにつなげられるよう総合的な相談支援体制の構築が求められています。

そのために、相談支援から包括的な生活支援につなげる役割を担う公私の相談業務担当者の研修カリキュラムの充実を図り、町主催の研修や県等の研修への参加奨励に取り組みます。

また、相談支援従事者研修等に参加し、地域の相談支援リーダーになる人材養成に努めます。

2) 手話通訳・点訳等の養成研修の支援

聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障害のある人の意思疎通を図るため、手話通訳者・点訳者等の養成研修を支援します。

3) 福祉関係職員等の研修の充実

町及び関係団体等において障害のある人への障害福祉サービス提供に従事している職員や地域福祉実践のリーダー的役割を持つ民生委員・児童委員等が、さらに障害理解を深め質の高い障害福祉サービスの提供・支え合い支援ができるよう研修を充実します。

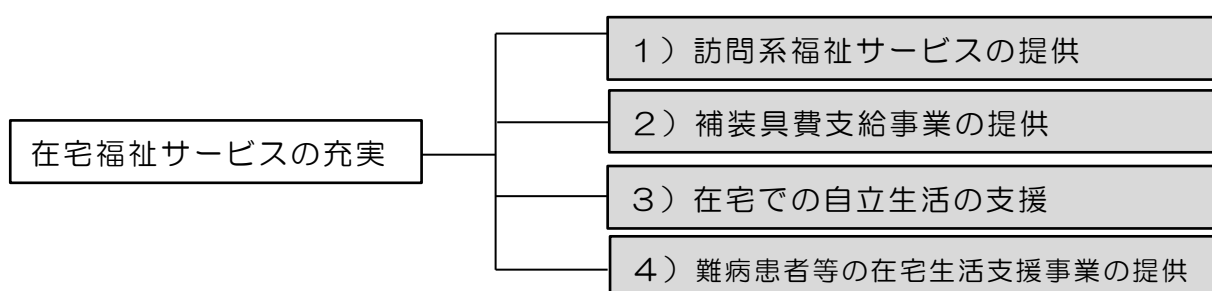
2 基本目標－2 地域での自立生活を支える仕組みづくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。また、住宅環境の整備、特に市貝町の中に障害者福祉施設の整備を検討・促進します。

障害のある人が地域で自立して生活し続けられるよう、「地域での自立生活を支える仕組みづくり」を基本目標とします。

施策の展開

1 在宅福祉サービスの充実



1) 訪問系福祉サービスの提供

障害のある人の身体介護・家事援助等の介護や移動の際の支援として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」等の障害福祉サービスを提供します。これらの障害福祉サービスの必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。

2) 補装具費支給事業の提供

障害のある人の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身の回りの処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具の給付等を行います。

3) 在宅での自立生活の支援

障害のある人の在宅生活のために必要な短期入所サービス、日中一時支援事業、移動支援事業等の在宅福祉サービスを提供します。これらの障害福祉サービスの必要な支給量を確保するとともに、地域生活支援拠点体制を整備し関係機関と連携して緊急時の受入れを行います。

4) 難病患者等の在宅生活支援事業の提供

難病患者等に対してホームヘルプサービス事業や小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業等の療養生活の支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図ります。

2 経済的自立の支援



1) 障害基礎年金の周知

障害のある人の生活の安定を図るため、「障害基礎年金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努めます。

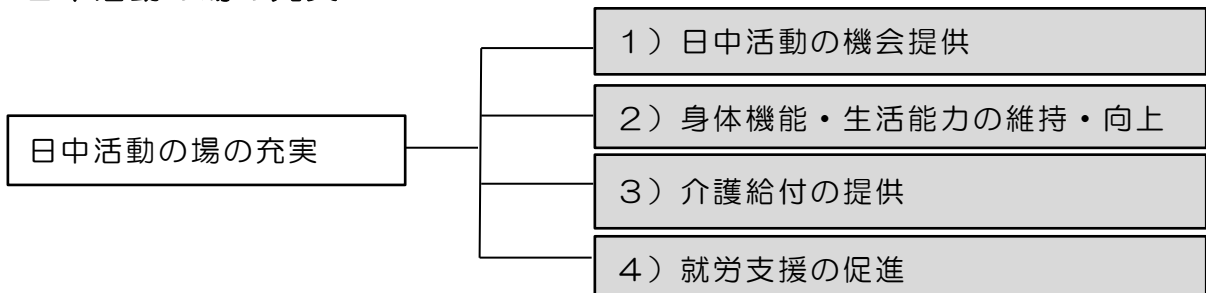
2) 各種福祉手当の周知

障害のある人の生活の安定を図るため、「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などに関する情報を周知するとともに利用促進に努めます。

3) 生活福祉資金貸付制度の利用支援

障害のある人の自立更生に必要な資金を確保するため「生活福祉資金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努めます。

3 日中活動の場の充実



1) 日中活動の機会提供

日中に施設などで日常生活又は社会生活ができるよう創作的活動や生産活動の機会を提供します。引き続き、必要な支給量を確保するとともに基盤整備に努めます。

2) 身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具の給付等を行ない、地域自立生活の維持・向上を図ります。

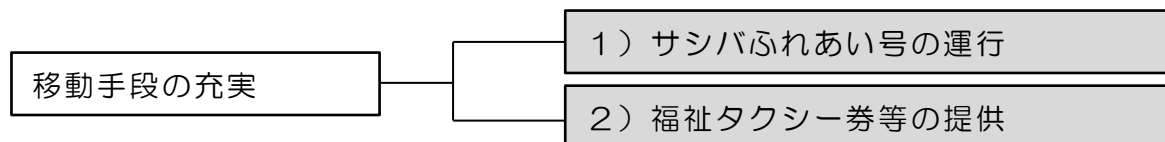
3) 介護給付の提供

障害のある人の身体介護・家事援助等の介護や移動の際の支援として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」等の障害福祉サービスを提供します。これらの障害福祉サービスの必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。

4) 就労支援の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害福祉サービスの充実とともに、一般就労や平成30年4月に創設される就労定着支援を利用するなど、多様な就労機会の確保や支援を行います。

4 移動手段の充実



1) サシバふれあい号の運行

町の公共交通システムとしてデマンドタクシー「サシバふれあい号」を運行しています。公共交通の利用者が減少している中で、だれでも利用できる移動支援事業です。障害者の移動手段としても利用目的の拡大の検討等を引き続き行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

2) 福祉タクシー券等の提供

障害のある人の移動支援事業である福祉タクシー(身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等)、リフト付き福祉タクシー(身体障害者手帳1・2級(下肢・体幹機能、車いす使用者))利用者へ助成を行います。

また、障害のある人の地域での自立生活及び社会参加を促進する移動手段・移動支援事業等の方向性を検討します。

5 住宅の場の充実



1) グループホーム事業者との連携

障害のある人が地域で自立した生活を送るための生活の場として、本町内の事業者と密接に連携し、居住場所の拡大及びグループホーム運営への支援に努めます。また、本町外の事業者との連携も併せて取り組みます。

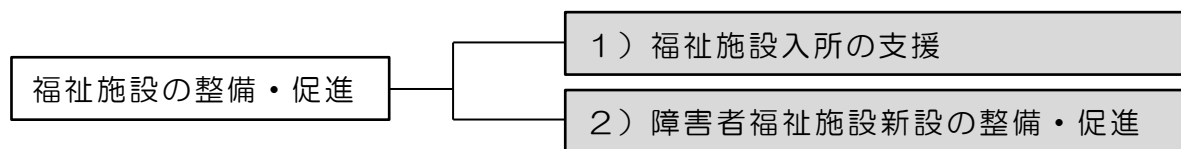
2) 住宅改修費の助成

重度の障害のある人の在宅生活の支援や介助者の負担軽減を図るため、現在居住する住宅を改修する場合にその費用を助成する事業で、制度の周知等に取り組みます。

3) 生活福祉資金貸付制度の利用支援

障害のある人の自宅改修費用等を貸し付ける「生活福祉資金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努めます。

6 福祉施設の整備・促進



1) 福祉施設入所の支援

地域で生活することが困難な障害のある人に対して、「施設入所支援」事業を提供し、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行います。

2) 障害者福祉施設新設の整備・促進

本町に入所型・通所型の障害者支援施設、または障害のある人の居場所等必要な社会資源の確保に向けて、県や法人の福祉施設誘致を含め整備・促進の検討を行います。

3 基本目標—3 育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり

障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図ります。また、保健・医療・福祉の緊密な連携を図ることによって、総合的な共生型サービス提供体制の構築を目指します。

障害のある人もない人も、ともに育ち、ともに学び、ともに働き、ともに社会参加することができる環境づくりのため、保育や教育の充実、就労支援の充実、スポーツや文化活動を充実します。

障害のある人が社会のさまざまな分野で活躍できるよう、「育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり」を基本目標とします。

施策の展開

1 健康づくりの充実



1) 障害の予防・早期発見等

妊娠中からの相談支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を図ります。あわせて、保護者が身近なところで早期に相談ができ継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携を図ります。

2) 保健・医療サービスの充実

障害のある人の健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）の給付制度、重度心身障害者医療費助成制度を実施し、制度の周知を図ります。

また、障害のある人の社会復帰のために、地域で医療機関から継続したリハビリテーションを提供します。

3) こころの健康づくり・相談の実施

町民がこころの健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。

本人や家族、関係者に対する精神保健相談日を開設し、早期相談・支援体制の強化を図ります。

精神障害がある人に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する町民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。

4) 県東健康福祉センターとの連携

県東健康福祉センターの精神保健対策における保健・福祉・医療の専門的な取り組みとの連携を深め、精神障害がある人の地域生活の維持・向上を図ります。

5) 難病医療費等の助成

治療が極めて困難な指定難病については、その医療費も高額に及ぶため、医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に対して、県が行う治療に係る医療費の一部助成制度の案内を行います。また町独自の特定疾患見舞金を支給します。

2 乳幼児・低学年児童の養育の充実



1) 乳幼児健康診査・ことばの教室等の就学前相談

乳幼児健康診査・ことばの教室等において乳幼児の成長・発達の確認、障害の早期発見に努めるとともに、育児における保護者の悩み・相談等に対応します。また、母親同士の交流を通して育児不安の解消に努めます。

乳幼児期からの就学相談を行い、保護者の理解啓発と就学前教育の充実に向けた支援を行います。また障害児相談支援により、障害児支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整を行います。

2) 保育所・幼稚園での統合保育の推進

保育所・幼稚園では、今後も障害児の受け入れを継続し、障害児保育に対応できる保育士の配置を行うとともに、統合保育を行い、乳幼児期からお互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育を充実します。

さらに、保育所等訪問支援として、障害児施設の専門機能を活かし、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障害児の集団生活への適応のための専門的支援を行います。

3) 学童クラブへの障害児の受入れの推進

障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、居場所の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスにおいても学校教育と連携し、学童クラブ同様、児童の自立や居場所づくりを推進します。

4) 障害児保育等保育職員の資質向上

障害児保育研修の充実等により、保育所・幼稚園における障害児保育の実施に必要な知識及び技術の習得を進め、保育士・教職員の資質向上を図ります。

3 学校教育の充実



1) 就学相談の実施

乳幼児健診、5歳児発達相談等幼稚園、保育所、特別支援学校、小中学校などと連携を図り、発達段階と能力、特性を踏まえた教育が受けられるよう就学相談、教育相談を行い、保護者の子育てや教育に対する不安解消を図ります。

また、身近な地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を障害児相談支援や児童発達支援により行います。

2) 教育施設環境の整備

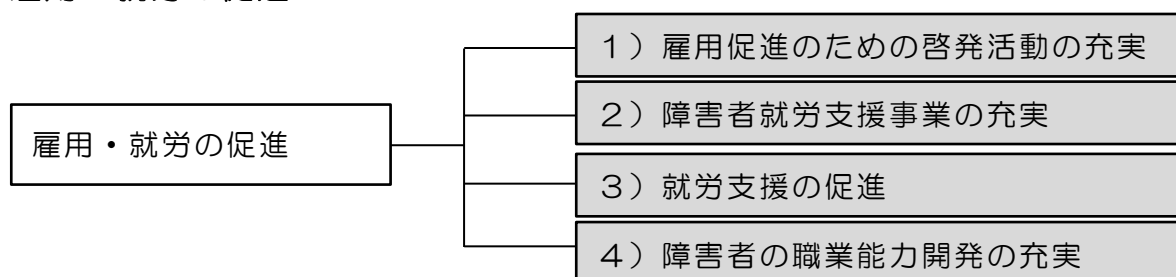
障害がある児童・生徒の教育施設に、障害種別に関係なく誰もがその能力を最大限に発揮できるように施設や設備の環境整備に努めます。

3) 特別支援教育の充実

障害や発達の遅れのある児童・生徒の年齢、それぞれの発達段階、能力、障害種別、教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を充実します。

また、障害をもつ児童・生徒を受け入れている学校において、全学的に学校生活での支援活動の展開や障害理解等を促進する取り組みを行います。（インクルーシブ教育）

4 雇用・就労の促進



1) 雇用促進のための啓発活動の充実

障害のある人の就労を促進するためには、受け入れ企業の理解・協力が重要であり、障害のある人の雇用や職場環境整備に関する制度についての啓発を行います。また、障害のある人が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図り、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

2) 障害者就労支援事業の充実

企業等の一般就労が困難な障害のある人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、就労に向けた支援を充実します。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。また、農業従事者の高齢化などによる労働力の減少と障害のある人の就労の場の確保の双方の取り組みとして、「農福連携」を推進してきます。

3) 就労支援の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害福祉サービスの充実とともに経済的な自立に向け、一般就労や障害福祉サービスの就労支援事業等の多様な就労機会の確保や支援を行います。

4) 障害者の職業能力開発の充実

公共職業安定所（ハローワーク）や就労移行・就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター（チャレンジセンター）、特別支援学校等関係機関等と連携を図り、障害のある人を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障害のある人がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを働きかけます。

5 スポーツ、文化芸術活動の促進



1) スポーツ・レクリエーション事業の充実

「障害者スポーツ大会」への参加を促進するとともに、栃木県障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ指導員と連携しながら、障害のある人となない人とが共に楽しめるスポーツ・レクリエーションの提供を充実します。

2) スポーツ活動の参加機会の充実

スポーツ大会など各種大会に選手を派遣するなど、栃木県障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ指導員と連携しながら、障害のある人のスポーツの普及と振興に努めます。

3) 文化芸術活動の紹介、情報提供

障害のある人の文化祭や障害者美術展等の文化、芸術活動の情報及び収集と紹介により、障害のある人が自ら文化活動に参加できる環境づくりを推進します。

4) 文化芸術活動への参加支援

文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努め、障害のある人自らが創作した芸術作品などを発表できる機会を支援します。

4 基本目標—4 支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり

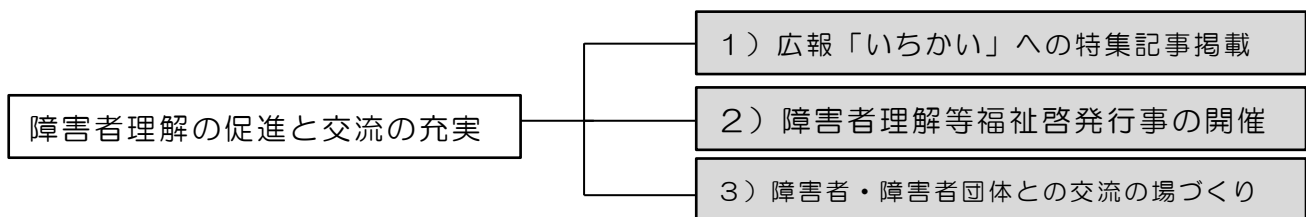
障害のある人もない人も、社会的包摂＝ソーシャルインクルージョンの理念のもとに、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら生活していけるために、地域力の強化を図り、地域共生社会の構築を推進します。

さらに、障害のある人が自由に移動し、安心して施設を利用できるようバリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

とくに、災害時における協力支援体制が整備する障害のある人もない人も、ともに支え合い、協力しながら生活できるよう、「支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり」を基本目標とします。

施策の展開

1 障害者理解の促進と交流の充実



1) 広報「いちかい」への特集記事掲載

町や社会福祉協議会、その他の団体広報誌・情報誌への広報による啓発活動を充実するとともに、障害のある人の日常生活の紹介、障害者団体の活動等の特集し、障害理解を深める啓発活動を行います。

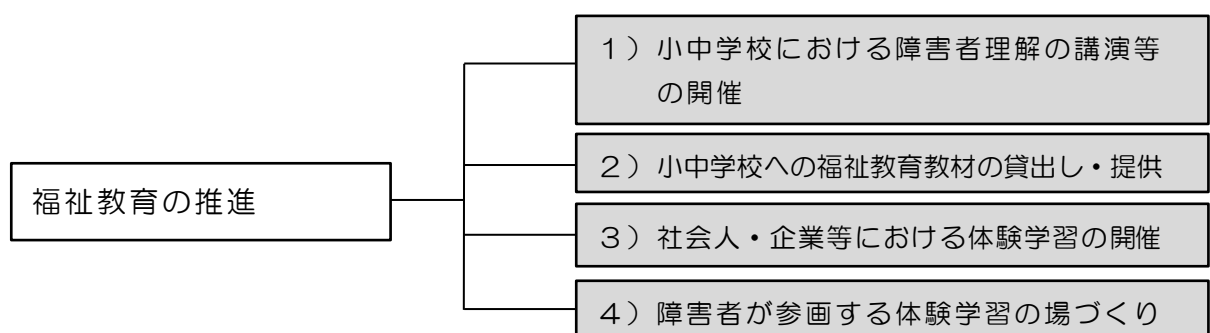
2) 障害者理解等福祉啓発行事の開催

障害や障害のある人に対する町民の理解を促進するため、関係団体等と連携して、「障害者週間」（12月3日～12月9日）や各種イベント等の機会を利用した広報・啓発行事を開催します。

3) 障害者・障害者団体との交流の場づくり

障害のある人が参加できる機会を増やすだけでなく、町民との相互交流を障害のある人が自ら企画、参加し、交流を深めるプログラムの実施を支援します。

2 福祉教育の推進



1) 小中学校における障害者理解の講演等の開催

障害のある人に対する理解を深めるため、小中学校において障害のある人と身近に触れ合う機会を設け、教育現場との連携により障害を「我が事」と理解する意識を育てる講演会や体験学習等の開催を支援します。

2) 小中学校への福祉教育教材の貸出し・提供

小中学校で取り組まれる福祉教育及びボランティア体験学習に必要な情報資料・視聴覚教材・活動器材等の貸出し・提供、福祉教育サポーターづくりを行い、障害理解を深める取り組みを支援します。

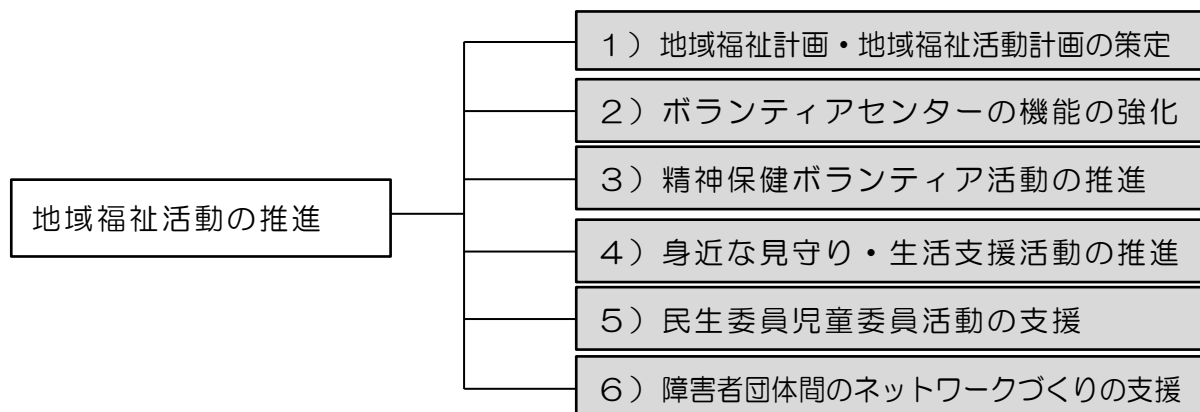
3) 社会人・企業等における体験学習の開催

障害のある人の日常的な生活を支援するボランティア活動を通し、障害のある人への理解と協力の必要性に気づく体験学習の開催を支援します。

4) 障害者が参画する体験学習の場づくり

町民との相互交流と相互理解の体験学習を障害のある人々が自ら企画、運営し、交流を深めるプログラムの実施を支援します。

3 地域福祉活動の推進



1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

社会福祉法改正により地域福祉計画は、他の福祉計画の上位計画と位置付けられ、地域共生社会づくりを目指す本町の地域福祉総合計画がそれに該当します。

さらに、地域福祉計画における地域福祉の推進の考え方と推進方策をふまえ実践することになり、障害者福祉計画と整合性をもち、障害のある人の地域自立生活を支援します。

また、住民自身の行動計画としての地域福祉活動計画の具体的・積極的な展開が不可欠であり、地域共生社会づくりは地域福祉計画と車の両輪、公私協働で実現に努めます。

2) ボランティアセンターの機能の強化

ボランティアセンターは、町民の福祉意識の向上やボランティア参加の拡充等の基盤強化や障害者・障害者団体からのニーズ把握やボランティア要請に対応する機能の強化を図ります。

3) 精神保健ボランティア活動の推進

精神障害のある人への差別や偏見を取り除き、こうした人々の地域社会で自立生活を支えるために、精神保健分野のボランティア活動や障害者も含む高齢者ボランティア制度による支援を推進します。

4) 身近な見守り・生活支援活動の推進

障害のある人の生活課題は多様であり、社会的孤立、制度外や制度の狭間のニーズに対応する住民相互の助け合い活動・生活支援活動、の構築に取り組みます。

5) 民生委員児童委員活動の支援

町民の福祉リーダーである民生委員児童委員は、町とともに障害者福祉施策を協働して実現することが求められ、民生委員児童委員協議会における障害者福祉問題の取り組みを支援します。

6) 障害者団体間のネットワークづくりの支援

町内で活動する障害を持つ人々の団体は、障害種別を超え、障害のある人々と家族の共通課題の世論を呼びおこし、施策の実現等に取り組むためのネットワーク形成を支援します。

4 公共機関、歩行空間等のバリアフリー化の促進



1) 公共施設や公園等のバリアフリー化の促進

町内の公共施設等が障害のある人をはじめ誰もが利用しやすい施設とするため、段差の解消、障害のある人に配慮したトイレや駐車場の整備を促進します。

2) 公共交通機関等の道路・交通環境の整備

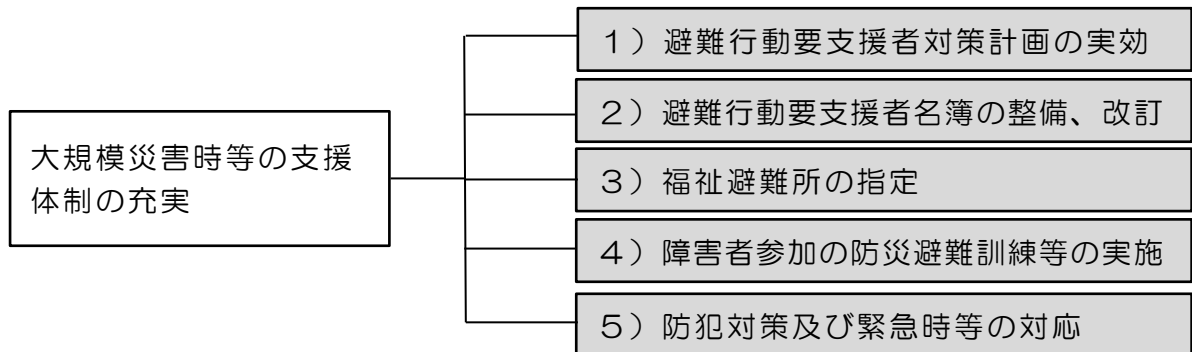
高齢者や障害のある人が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」等の趣旨に基づき、身体障害者、高齢者等の公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上、違法看板等による道路や歩道の不法占用の解消に向けて、関係機関・事業者等に働きかけを行います。

3) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく整備指導

高齢者や障害のある人に対し、行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加ができるよう生活環境を整備していくため、ひとにやさしいまちづくりの理念を広め、ソフト面及びハード面からのバリアフリー化を進めることが求められ条例化されています。不特定多数の人が

利用する公共的施設に関し、障害のある人が施設を快適に利用することができるよう条例に基づき事業者を指導します。

5 大規模災害時等の支援体制の充実



1) 避難行動要支援者対策計画の実効

町の地域防災計画に基づき避難行動要支援者対策計画が策定されており、日常적인見守り体制や災害時における地域支援体制の実効性を考慮していきます。

2) 避難行動要支援者名簿の整備、改訂

日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、災害時に避難等の際に人的支援を要する要配慮者一人ひとりについて、その状況を記載した避難支援個別プランを整備すると同時に状況の変化があれば改訂等に取り組みます。

3) 福祉避難所の指定

障害のある人や高齢者等に配慮した町内外の施設と協定を結び、福祉避難所として指定するとともに、障害児者支援マニュアル、要支援者支援マニュアルを作成し、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。

4) 障害者参加の防災避難訓練等の実施

総合的な防災訓練には障害を持つ人々の団体として、また地域防災訓練には個人・家族としての積極的な参加を促進します。また、障害のある人に対して防災訓練の必要性を周知するとともに、障害のある人が参加しやすい防災訓練を検討していきます。

5) 防犯対策及び緊急時等の対応

障害のある人への防犯・防災知識の普及をはじめ、各地区の防犯・防災ネットワークの確立に努め、防犯対策や緊急時対策を推進します。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

1) 計画の位置づけ

この市貝町障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として、また市貝町障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条 20 項に基づく市町村障害児福祉計画として策定するもので、現在のサービス利用者数を基礎に、ニーズ、近年の利用動向及び今後新たに利用が見込まれるものなどを勘案した上で、具体的な目標数値を設定し、その達成に向けた方策について定めるものです。

2) 障害福祉計画の基本理念

障害福祉計画の策定にあたっては、障害者福祉計画で定められている「ともに生きともに支え合う やさしいまち いちかい」を基本理念とします。

3) サービス目標数算出にあたっての考え方

(1) 障害福祉サービス・障害のある児童へのサービスについて

各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の目標数値は、国・栃木県から示された基本指針に基づき、本町の実情に応じた事業実施箇所・給付見込者数を考慮して算出しました。

(2) 地域生活支援事業について

各年度における地域生活支援事業の目標数は、国・栃木県の示した基本指針に基づき本町の実情に応じた事業実施箇所・利用見込者数を考慮して算出しました。

4) 計画の達成状況の検証及び評価の方法

本計画に掲げる障害福祉サービス・障害のある児童へのサービス、地域生活支援事業の目標数値に対する達成状況を検証するため、年度ごとに「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理、分析・評価を行います。

5) 改正障害者総合支援法の概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が平成 30 年 4 月に施行されます。

障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

その概要について以下に示します。

① 自立生活援助の新設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設します。

② 就労定着支援の新設

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」を新設します。

③ 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。

④ 障害のある高齢者の介護保険サービスの円滑な利用

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の障害のある高齢者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事業を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の新設

重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を新設します。

⑥ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等の障害のある児童に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害のある児童に対象を拡大します。

⑦ 医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援

医療的ケアを要する障害のある児童が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めます。

⑧ 障害児福祉計画の策定

障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定します。

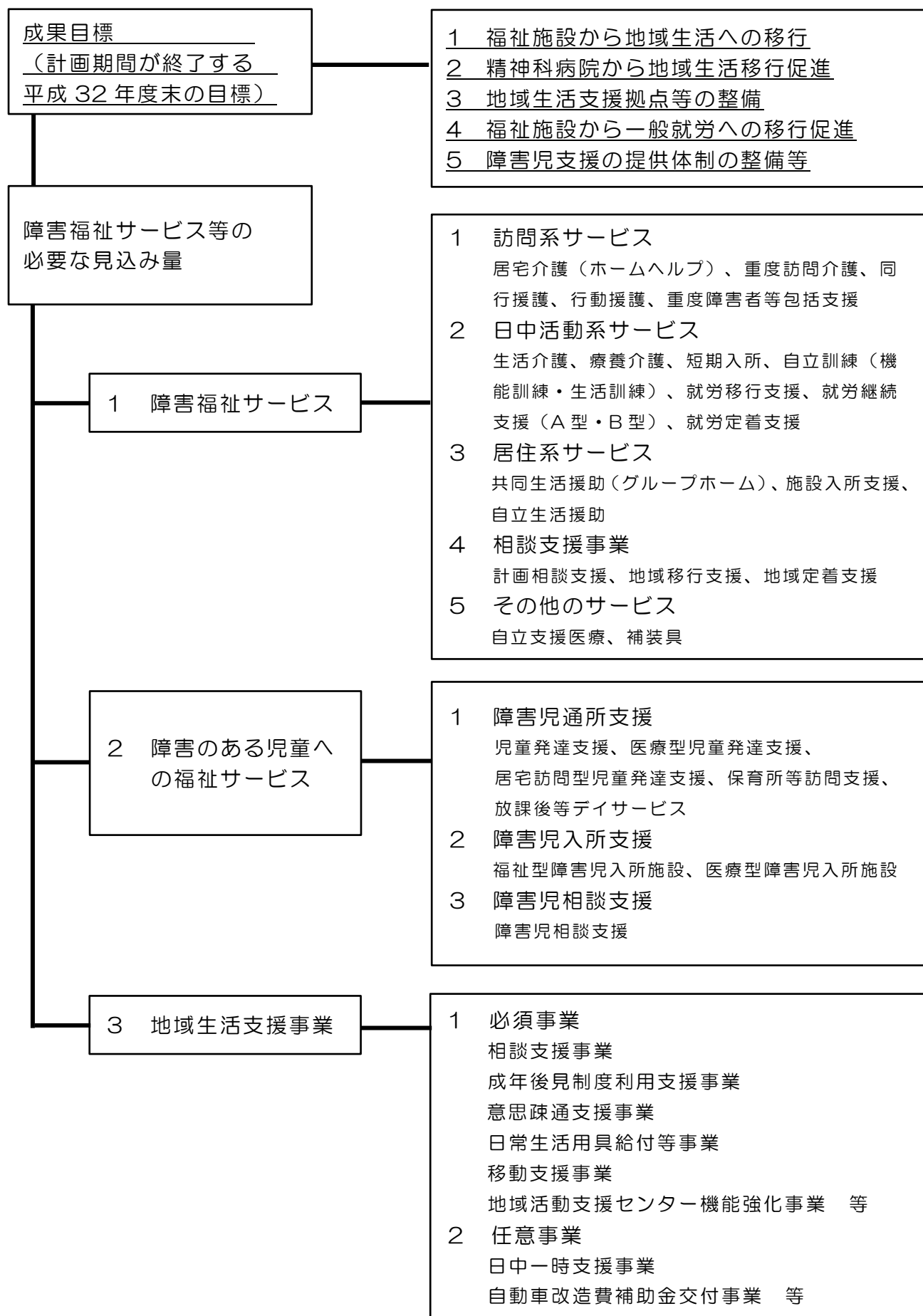
⑨ 補装具費の支給範囲の拡大

補装具費について、成長に伴い短期間で取り換える必要のある障害のある児童の場合等に貸与の活用も可能となります。

⑩ 障害福祉サービス等の情報公表制度の新設

都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を新設します。

6) サービスの内容



2 障害福祉サービス等の実績状況

1) 訪問系サービス

本町において実施する訪問系サービスについて、平成 27 年から平成 29 年においては「居宅介護」の利用実績は下記のとおりです。

訪問系サービス 利用実績（月）

サービスの名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
居宅介護（ホームヘルプ）	11 人/95 時間	11 人/82 時間	9 人/66 時間
重度訪問介護	0 人	0 人	0 人
行動援護	0 人	0 人	0 人
同行援護	0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人

2) 日中活動系サービス

本町において実施する日中活動系サービスについて、平成 27 年から平成 29 年においては、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A 型）」「就労継続支援（B 型）」の利用実績は下記のとおりです。

日中活動系サービス 利用実績（月）

サービスの名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
生活介護	24 人	22 人	20 人
療養介護	0 人	0 人	0 人
福祉型短期入所	3 人/30 日	2 人/18 日	2 人/45 日
医療型短期入所	0 人/0 日	0 人/0 日	1 人/1 日
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	3 人	2 人	1 人
就労継続支援（A 型）	2 人	3 人	4 人
就労継続支援（B 型）	30 人	28 人	29 人

3) 居住系サービス

本町の居住系サービスについて、「共同生活援助」は「共同生活介護」が平成 26 年 4 月から「共同生活援助」へ一元化され、「共同生活介護」の利用者が「共同生活援助」へ移行したことにより、増加しました。「施設入所支援」については、新規の申請が少なく自然減と相まって減少しています。

居住系サービス 利用実績（月）

サービスの名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
共同生活援助（グループホーム）	28 人	18 人	19 人
施設入所支援	12 人	9 人	8 人

4) 相談支援・地域相談支援事業

本町において実施する相談支援・地域相談支援事業について、平成 27 年から平成 29 年においては下記のとおりです。

相談支援・地域相談支援事業 利用実績（月）

サービスの名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
計 画 相 談 支 援	9 人	8 人	9 人
地 域 移 行 支 援	0 人	0 人	0 人
地 域 定 着 支 援	0 人	1 人	1 人

5) 障害のある児童への福祉サービス

本町において実施する障害のある児童への福祉サービスについて、平成 27 年から平成 29 年においては下記のとおりです。平成 28 年度より放課後等デイサービスの利用者が増加傾向になっています。

障害のある児童への福祉サービス 利用実績（月）

サービスの名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
児 童 発 達 支 援	1 人	1 人	1 人
放課後等デイサービス	1 人	3 人	7 人
障 害 児 相 談 支 援	2 人	2 人	3 人

6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、「成年後見制度」については利用が無く、平成 27・28 年度は「意思疎通支援事業」「自動車改造事業」の利用はありませんでした。「日中一時支援事業」については、利用回数が減少傾向にあるものの、「日常生活用具給付等事業」については、今後増加していくことが予想されます。

地域生活支援事業 利用実績（年）

サービスの名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）
相談支援事業	1 力所	1 力所	1 力所
意思疎通支援事業	0 人	0 人	0 人
日常生活用具給付等事業	242 件	254 件	246 件
移動支援事業	6 人/64 時間	6 人/73 時間	8 人/52 時間
地域活動支援センター	19 人登録	14 人登録	16 人登録
日中一時支援事業	8 人/5 力所/201 回	9 人/5 力所/635 回	10 人/6 力所/310 回
自動車改造費補助金交付事業	0 人	0 人	0 人
住宅改修費給付事業	0 人	2 人	0 人
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	0 人

3 平成 32 年度までの成果目標（提供体制の確保に係る目標）

1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国と栃木県で数値目標を設定していますが、町では国の基本指針に基づき地域生活への移行及び平成 32 年度末時点の施設入所者数の削減を目指します。

【国の基本指針】

- ◆ 平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行
- ◆ 平成 32 年度末時点での施設入所者を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標数値

項 目		数 値	備 考
平成 28 年度末時点の施設入所者数		10 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数(A)
目 標 数 値	地域生活移行者数 (平成 32 年度末までの累計)	1 人	(A)の 9% 福祉入所から GH 等へ移行する人数
	平成 32 年度末時点の福祉施設入所者数	9 人	
	削減数（見込み）	1 人	(A)の 2%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院などによる努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

【国の基本指針】

- ◆ 平成 32 年度末までに、すべての障害保健福祉圏域・市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する
- ◆ 平成 32 年度末までに精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を設定する
- ◆ 平成 32 年度末における入院後の退院率を以下の通りとする
 - ・ 入院後 3 ヶ月時点の退院率を 69%以上
 - ・ 入院後 6 ヶ月時点の退院率を 84%以上
 - ・ 入院後 1 年時点の退院率を 90%以上

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	数 値	備 考
【目標数値】平成３２年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	協議の場の設置	

③ 地域生活支援拠点等の整備

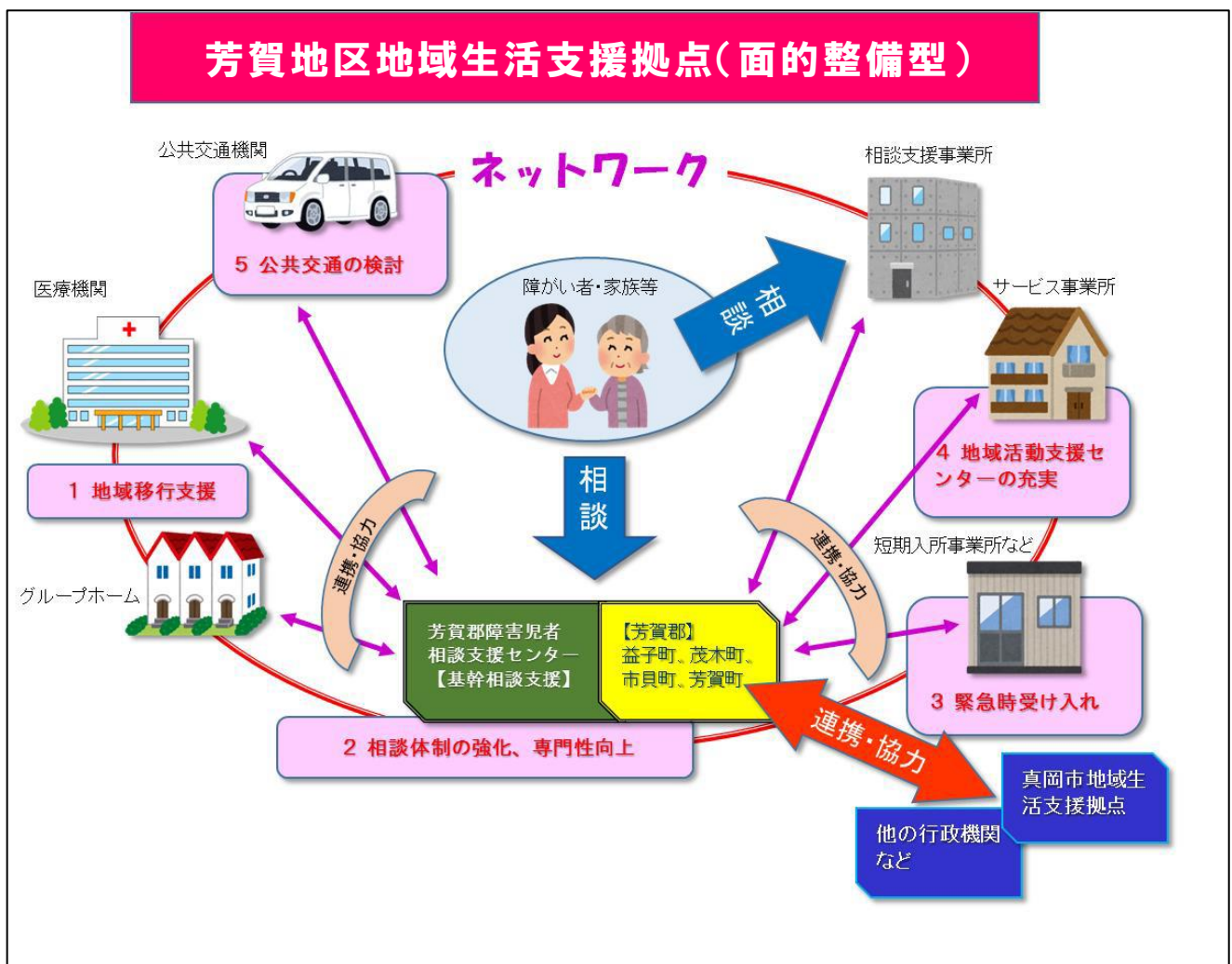
国の基本指針で示された地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することを基本としています。

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、求められる機能として、

- ・ 相談（地域移行、親元からの自立）
- ・ 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・ 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・ 地域の体制づくり（サービス提供体制の確保、コーディネーターの配置等）

が挙げられています。

本町では、圏域の市町・事業所・関係機関と連携し、「芳賀地区地域生活支援拠点体制整備モデル事業」を実施し、整備に努めました。引き続き、平成30年度以降も地域生活支援拠点等の整備促進に取り組んでいきます。



④ 福祉施設から一般就労への移行推進等

国の数値目標に基づき、就労移行支援事業の利用及び福祉施設から一般就労への移行の増加、就労支援事業所の就労移行率の向上を目指します。

【国の基本指針】

- ◆ 平成 32 年度末までに一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にする
- ◆ 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上の増加
- ◆ 全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成（本町に就労支援事業所がないため、目標数値は定めませんが、事業所新設等にむけて推進を図ります）
- ◆ 各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80% 以上とすること

一般就労する人の数

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の 一般就労移行者数	0 人	平成 28 年度において福祉施設から一般就労した人の数（実績）
【目標数値】平成 32 年度末の 一般就労者数	2 人	平成 32 年度において福祉施設から一般就労する人の数（1.5 倍）

就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数	2 人	実績（A）
【目標数値】平成 32 年度末の 就労移行支援事業の利用者数	2 人	2 割以上の増加 2 人（A）×1.2 倍
就労移行率 3 割以上の就労移行 支援事業所	—	就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

就労定着支援による職場定着率

項 目	数 値	備 考
【目標数値】就労定着支援による 支援開始から 1 年後の職場定着率	80% 以上	平成 30 年度からの新規事業

2) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

国の基本方針で示されたものをもとに障害児支援の提供体制の整備を進めます。

【国の基本指針】

- ◆ 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置があっても差し支えない
- ◆ 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ◆ 平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保する
- ◆ 平成30年度末までに各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場を設置する。なお、市町村単独で設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない
(本町に放課後等デイサービス事業所がないため、事業所新設等にむけて推進を図ります)

4 障害福祉サービス等の見込み量

1) 訪問系サービス見込み量

- 「居宅介護(ホームヘルプ)」は、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
- 「重度訪問介護」は、重度肢体不自由者、知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
- 「同行援護」は視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
- 「行動援護」は判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出支援を行います。
- 「重度障害者等包括支援」は、常時介護を必要とし、介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

訪問系サービス見込み量

項 目	数 値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	合計時間数 (時間/月)	100 時間	118 時間	135 時間
行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数 (人/月)	10 人	12 人	14 人

2) 日中活動系サービス見込み量

- 「生活介護」は、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- 「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」は自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- 「就労移行支援」は一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 「就労継続支援（A 型・B 型）」は一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 「療養介護」は医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
- 「就労定着支援」は新たに創設されたもので、障害のある人で一般就労している人を支援する福祉サービスです。
- 「短期入所（福祉型・医療型）」は自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・食事の介護を行います。

日中活動系サービス見込み量

項 目	数 値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	合計日数 (日/月)	513 日	540 日	560 日
	実利用者数 (人/月)	22 人	23 人	24 人
療養介護	合計日数 (日/月)	0 日	0 日	0 日
	実利用者数 (人/月)	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (日/月)	0 日	0 日	0 日
	実利用者数 (人/月)	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (日/月)	0 日	0 日	0 日
	実利用者数 (人/月)	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	合計日数 (日/月)	40 日	60 日	60 日
	実利用者数 (人/月)	2 人	3 人	3 人
就労継続支援 (A 型)	合計日数 (日/月)	100 日	120 日	120 日
	実利用者数 (人/月)	5 人	6 人	6 人
就労継続支援 (B 型)	合計日数 (日/月)	620 日	640 日	640 日
	実利用者数 (人/月)	32 人	33 人	33 人
就労定着支援	合計日数 (日/月)	0 日	0 日	10 日
	実利用者数 (人/月)	0 人	0 人	1 人
福祉型 短期入所	合計時間数 (日/月)	25 日	33 日	33 日
	実利用者数 (人/月)	3 人	4 人	4 人
医療型 短期入所	合計時間数 (日/月)	7 日	7 日	7 日
	実利用者数 (人/月)	1 人	1 人	1 人

3) 居住系サービス見込み量

- 「共同生活援助」は夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 「施設入所支援」は障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 「自立生活援助」は新たに創設されたもので、一人暮らしを行う人に対して定期的な見守りや巡回訪問等を行い、施設やグループホーム、病院等から一人暮らしを始める人の支援を行います。

居住系サービス見込み量

項 目	数 値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人数 (人／月)	20 人	21 人	22 人
施設入所支援	人数 (人／月)	8 人	8 人	8 人
自立生活援助	人数 (人／月)	0 人	0 人	1 人

4) 相談支援見込み量

- 「計画相談支援」は、障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
- 「地域移行支援」は障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
- 「地域定着支援」は居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

相談支援見込み量

項 目	数 値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人数 (人／月)	9 人	10 人	10 人
地域移行支援	人数 (人／月)	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	人数 (人／月)	1 人	1 人	1 人

5) その他のサービス

①自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減する公費負担制度です。

- ◆「更生医療」…身体障害者手帳を所持する人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人に対して支給。
- ◆「育成医療」…身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人に対して支給。

- ◆「精神通院医療」…精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に支援要する人に対して支給（実施主体は県）。

③ 補装具費支給事業

補装具は障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように制作されたものです。補装具の費用の「補装具費」は原則 1 割が自己負担となりますが、所得によって上限が変わります。

5 障害のある児童への福祉サービス見込み量

1) 障害児通所支援見込み量

- 「児童発達支援」は通所支援のほか、障害児支援の拠点として、地域の支援を行い、また未就学の障害のある児童に対する支援を行う福祉サービスを提供します。
- 「医療型児童発達相談」は通所により日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練や治療を行います。
- 「放課後等デイサービス」は学校就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う福祉サービスを提供します。
- 「保育所等訪問支援」は保育所等を現在利用中の障害のある児童、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活に適応のための専門的な支援を行う福祉サービスを提供します。
- 「居宅訪問型児童発達支援」は平成30年度からの新しいサービスで、通所支援の利用が困難な重度の障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行うものです。

障害児通所支援見込み量

項 目	数 値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人数 (日/月)	2 人 / 24 日	2 人 / 24 日	2 人 / 24 日
医療型児童発達支援	人数 (日/月)	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	人数 (日/月)	16 人 / 320 日	20 人 / 400 日	22 人 / 440 日
保育所等訪問支援	人数 (人/月)	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	人数 (人/月)	0 人	0 人	0 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人数	0 人	0 人	1 人

2) 障害児相談支援見込み量

○「障害児相談支援」は、所外児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

障害児相談支援見込み量

項 目	数 値	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人数 (人/月)	4 人	4 人	5 人

6 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、本町における今までの利用実績を勘案し見込み量を算出し、平成 30 年度から平成 32 年度までの必要な障害福祉サービスを提供します。

1) 地域生活支援事業への対応

○必須事業

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

②市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

(5) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人を対象に、社会生活上必要不可欠な外出等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、多様な活動の場を提供します。

○任意事業

(1) 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な人に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

(2) 自動車改造費助成事業

自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

(3) 居宅確保事業

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

2) 地域生活支援事業の見込み量

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方(市町村事業)

事業名	30 年度		31 年度		32 年度		事業に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	1		1		1		
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	有		有		有		
② 市長村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	有		有		有		
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(4) 成年後見制度利用支援事業	1		1		1		
(5) 成年後見制度法人後見支援制度 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(6) 意思疎通支援事業							栃木県社会福祉協議会へ手話通訳者を委託。要約筆記者について記載
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	1		1		1		
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0		0		0		
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載							
① 介護・訓練支援用具	1		1		1		
② 自立生活支援用具	1		1		1		
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1		
④ 情報・意思疎通支援用具	1		1		1		
⑤ 排泄管理支援用具	264		276		288		
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1		1		1		
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0		0		0		
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用者数、延べ利用見込み時間数の順に記載	8 80		8 90		9 100		
(10) 地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載							※関連する市町村名
	112		112		112		
(上記の他実施する事業)日中一時支援	実人数 8	利用回数 55	実人数 9	利用回数 65	実人数 10	利用回数 75	
自動車改造		1		1		1	
居宅確保事業		1		1		1	

第5章 障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の 実行にむけて

1 これからの市貝町で取り組む事項

障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を実行するには、障害に関する知識や障害のある人の日常生活上の課題について社会的関心と理解を高めていくことが必要です。それには、障害のある人自身及びその家族、地域社会、学校、団体、企業、行政等が、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、「我が事・丸ごと地域共生社会」の構築に一体となって取り組むことが必要になっています。

1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障害のある人が参加できる行事や地域活動の機会を設け日常的な交流が不可欠となります。さらに、近隣が互いに支え合う地域づくりを進める等、障害のある人やその家庭を地域の中で「我が事」と受け止め支援する体制づくりが重要です。

特に、支え合いのあるまちづくりには社会福祉協議会が備えている機能と役割を活かした取り組みが求められます。

2) 学校

障害のある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や能力に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童・生徒が障害のある児童・生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

3) 障害を持つ人々の団体

障害者関係団体等の役割は、障害のある人やその家庭の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営ができるように努めることが必要です。そして、障害種別を超え障害を持つ人々の団体同士が連携・協働し、地域住民の理解を一層深めるための働きかけと同時に、行政に対する障害福祉施策の充実強化に関する提言を行っていくことが望まれています。

4) 企業

障害のある人が安定した生活を営むためには、障害のある人の雇用や障害のある人の適性と能力に応じて、障害のない人と共に生きがいをもって働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、企業自らが地域共生社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

5) 行政

市貝町の役割は、町民の総合的な福祉の向上をめざして広範にわたる障害のある人に関わる行政施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、町民、地域社会等の役割をふまえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、障害を持つ人々や障害のある人を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害のある人のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加との連帯に支えられた行政に努めていくことが求められています。

2 計画の推進、評価、進行管理

1) 庁内における連携

本計画を推進していくためには、保健・福祉分野のみならず、事業者や地域住民の理解啓発が必要であり、関係する部署との連携を図り、サービスの整備・拡充、計画の推進に努めます。

2) 目標達成状況の評価と公表

障害福祉サービスの充実を図るため、定期的に本計画の目標達成状況、事業の進捗状況等について点検評価を行い、評価にあたっては、町民等参加の推進組織に情報提供を行いながら、意見を聴取するなど着実な進行管理に努めます。

国の指針においては、PDCA（計画-実施-評価-改善）のサイクルの考え方が示され、本計画も各施策の実施状況、評価、見直し等についての進捗管理を行い、その結果を公表することが求められています。

3) 関係機関、国・県・近隣市町との連携

障害のある人の地域移行や就労支援を進めるためには、行政だけでなく地域住民や関係団体、町内の事業所等との協力が重要です。特に町社会福祉協議会との連携を最重点とし、地域における連携を図り、計画を推進していきます。

本計画の事業を実施していくためには、町内の事業所だけでは対応が難しいため、近隣市町や県と協力し、広域に対応していくことが必要となります。

また、今後の制度の改正への適切な対応も重要となるため、県・国と連携しながら、制度の変化を考慮した施策の展開に努めます。

参 考

市貝町地域福祉総合計画進行管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 市貝町地域福祉総合計画（以下「総合計画」という。）の進行状況を管理するために市貝町地域福祉総合計画進行管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
- (2) 総合計画の評価、見直し及び次期計画策定への準備に関すること。
- (3) 前各2号に掲げるもののほか計画の実現に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表1に掲げる団体組織等のうちから20名以内をもって組織する。

2 委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、次期計画策定組織が設置されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、総合計画の評価、見直しを検討するため、検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の部員（以下「部員」という。）は、委員、所管課及び総合計画における事務に関わる者をもってあてる。

3 部会に部会長を置き、部員の互選により選出する。

4 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

6 部員は、委員長が任命する。

(報告)

第8条 委員長は、総合計画の進行を管理する上で必要が生じたときは、町長に報告するものとする。この場合において、町長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

2 部会長は、部会において検討した事項を委員会に報告するものとする。この場合において、委員長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 第6条の規定に関わらず、最初に開かれる会議は町長が招集する。

別表1 (第3条関係)

1	保健医療機関関係者
2	民生委員児童委員協議会
3	社会福祉協議会
4	障害者支援施設及び障害者相談支援事業者
5	障害者団体
6	介護保険事業所
7	高齢者団体
8	子ども・子育て会議委員及び学校関係団体代表者
9	地域福祉総合計画策定公募委員
10	特定非営利活動法人

市貝町障害者福祉計画検討経過

日 時	名 称	検 討 内 容
平成 29 年 8 月 10 日	第 1 回 進 行 管 理 委 員 会	① 地域福祉計画 ② 障害者福祉計画 ③ 高齢者総合保健福祉計画 ④ 子ども・子育て支援事業計画 ⑤ その他
平成 29 年 8 月 10 日	第 1 回 検 討 部 会	① 検討部会について ② 部会設置要領について ③ 部会長の選出 ④ 計画の策定について ⑤ アンケートについて ⑥ その他
平成 29 年 9 月 22 日	第 2 回 検 討 部 会	① アンケートについて ② 年齢別障害のある人の状況について ③ 基本方針の見直し ④ その他
平成 29 年 10 月 24 日	第 3 回 検 討 部 会	① アンケート回収状況について ② 自己点検結果から次期計画の対応について ③ 基本理念について
平成 29 年 11 月 20 日	第 4 回 検 討 部 会	① 自己点検内容について ② その他
平成 29 年 12 月 25 日	第 5 回 検 討 部 会	① 障害者福祉計画の素案について ② その他
平成 30 年 2 月 13 日	第 2 回 進 行 管 理 委 員 会	① 素案について ② パブリックコメントについて

障害者福祉計画に関する用語解説

◆ア行

37P アセスメント（アセスメント）

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のことをいう。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

17P 意思疎通支援事業（イシソツウシエンジギョウ）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

13P 移動支援（イドウシエン）

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

46P インクルーシブ教育（インクルーシブキョウイク）

障害の有無にかかわらず、同じ教室で発達や能力に応じた個別の教育ニーズに応じ、必要な教育的支援を行う教育のことをいう。

15P インフォーマルサービス（インフォーマルサービス）

家族、近隣住民、民生委員、ボランティアや非営利団体（NPO）などによる、公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の支援。

◆カ行

33P 共生型サービス（キョウセイガタサービス）

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

20P グループホーム（グループホーム）

認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

54P 計画相談支援（ケイカクソウダンシエン）

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

2P 権利擁護（ケンリヨウゴ）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

29P 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（コウレイシャショウガイシャトウノイドウトウノエンカツカノソクシンニカンスルホウリツ）

高齢者や障害者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）など

について、高齢者や障害者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。

◆サ行

19P サービス等利用計画（サービストウリヨウケイカク）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

43P 施設入所支援（シセツニュウショシエン）

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

32P 社会的包摂（シャカイテキキハウセツ）

社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）とは、一般に、何らかの事情で社会的に排除されている人々に対して、貧困や差別などその自立を妨げる問題を解決し、他の人々との相互的で対等な関係を獲得し自立することを支援しようとする考え方。

14P 社会福祉協議会（シャカイフクシキョウギカイ）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。

社会福祉を目的とする事業を営営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

20P 社会福祉法人（シャカイフクシホウジン）

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

29P 障害支援区分（ショウガイシエンクブン）

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分の施行後2年）を目途に検討することとされています。

29P 障害者差別解消法（ショウガイシャサベツカイショウホウ）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「差別解消法」）が平成25年6月に制定された。

23P 障害者就業・生活支援センター（ショウガイシャシュウギョウ・セイカツシエンセンター）

障害のある方の職業生活における自立を図るため、雇用、福祉、教育などの関係機関の人たちと協力しながら、障害のある方達が働いたり、生活していくための相談に応じるほか、職場実習のあっせんなどをする。チャレンジセンターとも呼ばれる。

29P 障害者基本法（ショウガイシャキホンホウ）

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

29P 障害者虐待防止法（ショウガイシャギャクタイボウシホウ）

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称「障害者虐待防止法」）が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

20P 障害者支援施設（ショウガイシャシエンシセツ）

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法等の障害福祉関係の各法により設置運営されていた施設が、一元化されたもの（ただし、障害児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

29P 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（ショウガイシャノニチショウセイカツオヨビシャカイセイカツヲソウゴウテキニシエンズルタメノハウリツ）

障害者自立支援法に代わって、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。障害福祉計画（ショウガイフクシケイカク）障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

5P 小児慢性特定疾患（ショウニマンセイトクテイシッカン）

子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となる疾患を指す。平成 29 年 4 月から 772 疾病が対象となり、公費での医療費の助成が認められている。

14P 自立支援協議会（ジリツシエンキョウギカイ）

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規

定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

15P **成年後見制度（セイネンコウケンセイド）**

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成 11 年（1999 年）の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

38P **成年後見制度の利用の促進に関する法律（セイネンコウケンセイドノリヨウノソクシンニカンスルホウリツ）**

成年後見制度が認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成 28 年 4 月に施行されました。

13P **相談支援（ソウダンシエン）**

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成 24 年（2012 年）4 月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

◆タ行

32P **地域共生社会（チイキキョウセイシャカイ）**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

32P **地域移行支援（チイキイコウシエン）**

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

13P **地域活動支援センター（チイキカツドウシエンセンター）**

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

14P **地域生活支援拠点（チイキセイカツシエンキョテン）**

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談（地域移行、親元からの自立）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス提供体制の確保、コーディネーターの配置等）の機能が求められ、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に 1 つ整備することが国の基本指針で示されている。

54P **地域定着支援（チイキテイチャクシエン）**

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障害者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

26P **地域福祉計画（チイキフクシケイカク）**

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

45P **統合保育（トウゴウホイク）**

心身に障害を持つ児童を障害の無い児童と一緒に保育するもの。障害のない児童は障害に対する偏見が取り除かれ、障害のある児童は、障害のない児童から刺激を受け、言語や社会性の発達が促進されることが期待される。

23P **特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）**

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 18 年（2006 年）6 月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

◆ナ行

1P **難病（ナンビョウ）**

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和 47 年（1972 年）の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた平成 25 年（2013 年）4 月 1 日施行）。

平成29年4月には、第2次対象疾病332疾病から258疾病に拡大され、医療費助成の対象となる指定難病は330疾病に拡大された。

19P **日中一時支援（ニッチュウイチジシエン）**

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするもの。

29P **ノーマライゼーション（ノーマライゼーション）**

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

◆ハ行

29P バリアフリー（バリアフリー）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差の解消や、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

21P プライマリ・ケア（プライマリ・ケア）

緊急時の対応から健康診断の相談まで幅広い相談に応じることのできる、総合的な医療。必要に応じて専門医の紹介や、地域住民の健康を守るため在宅診療や保健・予防などを行う。

◆ラ行

29P リハビリテーション（リハビリテーション）

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

アンケート集計結果（単純集計）

《記入者》

	度数	%
計	288	100.0
本人	171	59.4
本人が答え、家族・施設職員などが記入する	29	10.1
家族などが代わって答える	71	24.7
施設職員が代わって答える	7	2.4
その他	1	0.3
無回答	9	3.1

《性別》

	度数	%
計	288	100.0
男性	135	46.9
女性	125	43.4
無回答	28	9.7

《年齢》

	度数	回答率（%）
計	288	100.0
0 歳から 10 歳まで	10	3.5
11 歳から 20 歳まで	8	2.8
21 歳から 30 歳まで	17	5.9
31 歳から 40 歳まで	17	5.9
41 歳から 50 歳まで	24	8.3
51 歳から 60 歳まで	31	10.8
61 歳から 70 歳まで	68	23.6
71 歳以上	107	37.2
無回答	6	2.1

《収入》（複数回答）

	度数	%
計	288	100.0
給料	42	14.6
国民年金	119	41.3
障害年金	82	28.5
工賃	11	3.8
特別障害者手当・障害児福祉手当	11	3.8
仕送り	2	0.7
生活保護	10	3.5
その他	28	9.7
無回答	14	4.9

1 (1-1) 身体障害者手帳について

	度数	%
計	288	100.0
1 級	60	20.8
2 級	38	13.2
3 級	21	7.3
4 級	35	12.2
5 級	8	2.8
6 級	14	4.9
持っていない	102	35.4
無回答	10	3.5

問 1 (1-2) 障害の種類について（複数回答）

	度数	%
計	288	100.0
視覚障害	11	3.8
聴覚障害	16	5.6
平衡機能障害	-	-
音声機能障害	1	0.3
言語機能障害	3	1.0
そしゃく機能障害	1	0.3
肢体不自由（上肢）	41	14.2
肢体不自由（下肢）	60	20.8
肢体不自由（体幹）	7	2.4
心臓の機能障害	28	9.7
腎臓の機能障害	17	5.9
呼吸器の機能障害	3	1.0
ぼうこう又は直腸の機能障害	13	4.5
免疫の機能障害	1	0.3
肝臓の機能障害	-	-
無回答	124	43.1

問 1 (2) 療育手帳について

	度数	%
計	288	100.0
A1・A2	17	5.9
B1・B2	36	12.5
持っていない	207	71.9
無回答	28	9.7

問 1 (3) 精神保健福祉手帳

	度数	%
計	288	100.0
1 級	6	2.1
2 級	20	6.9
3 級	3	1.0
持っていない	234	81.3
無回答	25	8.7

問 1 (4) 難病（特定疾患）の認定

	度数	%
計	288	100.0
受けている	47	16.3
受けていない	221	76.7
無回答	20	6.9

問 1 (5) 発達障害と診断されたこと

	度数	%
計	288	100.0
ある	22	7.6
ない	242	84.0
無回答	24	8.3

問 1 (6) 高次脳機能障害と診断されたこと

	度数	%
計	288	100.0
ある	9	3.1
ない	258	89.6
無回答	21	7.3

問 2 (1) 住んでいる地域

	度数	%
計	288	100.0
小貝小学校地区（北部）	62	21.5
市貝小学校地区（中部）	100	34.7
赤羽小学校地区（南部）	95	33.0
その他	19	6.6
無回答	12	4.2

問 2 (2) 暮らしているところ

	度数	%
計	288	100.0
自分または家族の持ち家	237	82.3
民間の賃貸アパート・マンション、借家	10	3.5
公営住宅	2	0.7
グループホーム	14	4.9
その他	18	6.3
無回答	7	2.4

問 2 (3) 一緒に暮らしている人

	度数	%
計	288	100.0
自分ひとり	35	12.2
家族と生活	219	76.0
入所施設で生活	14	4.9
グループホームで共同生活	10	3.5
家族以外と生活	1	0.3
その他	5	1.7
無回答	4	1.4

問 2 (4) 今後、暮らしたいところ

	度数	%
計	288	100.0
自分または家族の持ち家（一戸建て、マンションなど）	233	80.9
民間の賃貸アパート・マンション、借家	12	4.2
公営住宅	2	0.7
グループホーム	13	4.5
入所施設	15	5.2
その他	8	2.8
無回答	5	1.7

問 3 (1) 平日の昼間主に過ごしているところ

	度数	%
計	288	100.0
自宅	174	60.4
保育園・幼稚園	1	0.3
学校	15	5.2
会社などの勤め先	35	12.2
地域活動支援センター	5	1.7
通所施設	27	9.4
入所施設	14	4.9
グループホーム	3	1.0
その他	11	3.8
無回答	3	1.0

問 3 (2) 今後の昼間に過ごしたいところ

	度数	%
計	288	100.0
自宅や外出先で過ごしたい	196	68.1
施設などに通って過ごしたい	60	20.8
無回答	32	11.1

問 3 (3) 利用したい障害福祉サービスや支援（複数回答）

	度数	%
計	196	100.0
ホームヘルパーに入浴や排せつなどの身体介護をしてもらいたい	20	10.2
ホームヘルパーに掃除・洗濯・調理・買い物などの家事を支援してもらいたい	35	17.9
出かけるときに、ガイドヘルパーに付き添ってもらいたい	20	10.2
自宅で訪問入浴サービスを利用したい	19	9.7
その他	68	34.7
無回答	52	26.5

問 3 (4) 利用したい障害福祉サービスや支援（複数回答）

	度数	%
計	60	100.0
介護をしてくれる家族などが病気や用事があるときや休養のため、短期間施設に入所したい	19	31.7
施設に通って、生活するための訓練を受けたい	13	21.7
介護が必要なので、施設に通って、入浴や排せつ、食事の介護などを受けたい	16	26.7
将来就職したいので、施設に通って、技術や知識を身につけたい	7	11.7
障害者施設などに通って、簡単な作業をしたり、社会と交流をしたい	18	30.0
その他	4	6.7
無回答	1	1.7

問 4 (1) 仕事について

	度数	%
計	288	100.0
1 年以上継続して仕事をしている	77	26.7
過去 1 年の間に仕事をした	10	3.5
仕事はしていないが、障害者施設等へ通所している	38	13.2
仕事もしていないし、障害者施設等へも通所していない	114	39.6
就学中のため仕事はしていない	16	5.6
無回答	33	11.5

問 4 (2) 仕事を続けているまたは続けることができている理由（複数回答）

	度数	%
計	77	100.0
仕事にやりがいがあるから	26	33.8
仕事の内容が自分に合っているから	25	32.5
勤務時間が合っているから	8	10.4
職場の同僚との関係が良好だから	5	6.5
職場に相談できる人がいるから	5	6.5
給料や賃金が高いから	5	6.5
生活のために働かなければならないから	39	50.6
特にない	9	11.7
その他	4	5.2
無回答	3	3.9

問 4 (3) 仕事内容

	度数	%
計	87	100.0
自営業	17	19.5
家の仕事（家業）の手伝い	12	13.8
内職	-	-
会社や役所などの正社員・正規職員、会社役員	17	19.5
会社や役所などの臨時職員・派遣社員・パート・アルバイト	18	20.7
その他	8	9.2
無回答	15	17.2

問 4 (4) 仕事上困っていること（複数回答）

	度数	%
計	87	100.0
正社員として雇ってもらえない	5	5.7
給料や賃金が少ない	17	19.5
仕事の内容が自分に合わない	3	3.4
仕事の時間が長すぎる	2	2.3
通勤が困難	5	5.7
職場の人の理解がない	7	8.0
職場に相談できる人がいない	4	4.6
職場の人とコミュニケーションが取れない	5	5.7
トイレなどの設備がバリアフリー化されていない	4	4.6
特に困っていない	35	40.2
その他	9	10.3
無回答	18	20.7

問 4 (5) 仕事意欲

	度数	%
計	152	100.0
仕事をしたい	20	13.2
仕事をしたいができない	68	44.7
仕事をしたくない	55	36.2
無回答	9	5.9

問 4 (6) やりたい仕事の内容

	度数	%
計	20	100.0
農業、林業、漁業	1	5.0
一般事務	1	5.0
営業、販売	-	-
あんまマッサージ、はり、きゅう	-	-
専門的、技術的職業	2	10.0
清掃業	2	10.0
サービス業（調理人、接客、ビルや駐車場の管理人、警備員など）	1	5.0
生産工程（部品組み立てや仕分け作業、製造、建築作業、運搬、通信など）	4	20.0
わからない	6	30.0
その他	2	10.0
無回答	1	5.0

問 4 (7) 仕事をしたいができないまたはしたくない理由

	度数	%
計	123	100.0
希望の職種がないから	2	1.6
通勤手段がない、通勤が困難だから	5	4.1
給料や賃金が安いから	-	-
職場環境が悪いから	-	-
家庭の事情（家事、結婚、育児、就学など）があるから	5	4.1
働く必要がないから	19	15.4
働く自信がないから（年齢や体力的な理由を含む）	45	36.6
障害が重いから	33	26.8
その他	10	8.1
無回答	4	3.3

問 4 (8) 仕事をするために必要なこと

	度数	%
計	288	100.0
ハローワークなどの職業訓練	8	2.8
職業相談・職業紹介	7	2.4
職場への送迎、通勤費用の助成	7	2.4
自分の能力にあった仕事や勤務体制	58	20.1
職場の人の理解、手助けが得られる環境	62	21.5
会社内の施設のバリアフリー化	2	0.7
職業訓練をする障害者施設を増やすこと	12	4.2
その他	32	11.1
無回答	100	34.7

問 5 (1) 入院や通院について

	度数	%
計	288	100.0
通院している	234	81.3
入院していて、いつ退院できるかわからない	8	2.8
入院しているが、体調や生活環境がよければ退院したい	-	-
入院しているが、住む場所さえ見つければ、すぐにでも退院したい	-	-
入院も通院もしていない	32	11.1
その他	4	1.4
無回答	10	3.5

問 5 (2) どのくらい医療機関に通院するか

	度数	%
計	234	100.0
ほぼ毎日	-	-
週に 2～3 日	22	9.4
週に 1 回	5	2.1
月に 2～3 回	45	19.2
月に 1 回	119	50.9
年に数回	34	14.5
不定期	5	2.1
無回答	4	1.7

問 6 (1) どのくらい外出するか

	度数	%
計	288	100.0
ほぼ毎日	111	38.5
週に 2～3 日	67	23.3
週に 1 回	24	8.3
月に 2～3 回	30	10.4
月に 1 回	13	4.5
年に数回	13	4.5
まったく外出しない	16	5.6
無回答	14	4.9

問 6 (2) 外出するときに困っていること（複数回答）

	度数	%
計	288	100.0
バスや電車に乗ることができない	28	9.7
交通手段がない	23	8.0
交通手段の運賃が高い	16	5.6
段差解消などのバリアフリー化がされていない	12	4.2
発作、パニック、突然のハプニング等があり不安	22	7.6
利用したい施設が送迎サービスをしていない	6	2.1
外出する際に介助してくれる人がいない	7	2.4
他人の目が気になる	19	6.6
他人に気兼ねなく使える外出手段がない	14	4.9
手話通訳者などがいないと、意思疎通ができない	2	0.7
特に困っていない	155	53.8
その他	19	6.6
無回答	38	13.2

問 7 悩みや困っていること（複数回答）

	度数	%
計	288	100.0
教育・学習のこと	13	4.5
リハビリのこと	20	6.9
経済的なこと	70	24.3
金銭管理のこと	19	6.6
手帳・受給者証等の管理のこと	13	4.5
家庭生活のこと	39	13.5
仕事のこと	37	12.8
進学のこと	5	1.7
趣味や生きがいに関すること	21	7.3
健康のこと	99	34.4
医療のこと	53	18.4
福祉サービスのこと	24	8.3
交通機関のこと	24	8.3
住宅のこと	25	8.7
地域の理解を得ること	18	6.3
友達や相談相手のこと	17	5.9
結婚のこと	13	4.5
子どものこと	24	8.3
親のこと	22	7.6
社会参加のこと	17	5.9
特にない	77	26.7
その他	10	3.5
無回答	24	8.3

問 8 (1) 表のような相談窓口があることを知っているか

	度数	%
計	288	100.0
知っていた	115	39.9
知らなかった	158	54.9
無回答	15	5.2

問 8 (2) 困ったこと悩んだことを相談窓口で相談したことはあるか

	度数	%
計	115	100.0
相談したことがある	49	42.6
相談したことがない	64	55.7
無回答	2	1.7

問 8 (3) 相談したことがない理由

	度数	%
計	64	100.0
相談窓口の場所や電話番号を知らない	5	7.8
相談窓口の場所が遠くて行きにくい	1	1.6
相談窓口で相談したことを周囲に知られてしまうことが心配	2	3.1
相談窓口の職員が信用できない	2	3.1
相談することがない	44	68.8
その他	5	7.8
無回答	5	7.8

問 9 災害が発生したときに困ることや心配なこと

	度数	%
計	288	100.0
避難場所を知らない	73	25.3
避難場所まで行けない	36	12.5
緊急時に助けてくれる人がいない	16	5.6
緊急時に情報を得る手段がない	12	4.2
避難場所で必要なケアが受けられるか不安（生活上の介助や医療・服薬など）	80	27.8
その他	33	11.5
無回答	38	13.2

問 10 (1) 過去3年の間に、「障害を理由として差別された」と感じた場面（複数回答）

	度数	%
計	288	100.0
公共施設を利用する場面	13	4.5
交通機関を利用する場面	7	2.4
情報の取得や利用・意思疎通の場面	19	6.6
買い物・外食の場面	16	5.6
医療に関する場面	15	5.2
教育・進学に関する場面	8	2.8
文化活動に関する場面	5	1.7
雇用に関する場面	14	4.9
婚姻・出産・子育ての場面	6	2.1
差別を感じたことはない	165	57.3
その他	12	4.2
無回答	56	19.4

問 10 (2) 障害のある人への差別を解消するために、必要と考えること

	度数	%
計	288	100.0
福祉教育を充実させる	54	18.8
講習会や学習会などを開催する	10	3.5
施設や設備のバリアフリー化をさらに進める	17	5.9
福祉サービスをさらに充実させる	33	11.5
行政機関における配慮をさらに進める	22	7.6
民間事業所における配慮をさらに進める	16	5.6
教育における配慮をさらに進める	12	4.2
イベントなどへ参加しやすいよう配慮する	16	5.6
障害者雇用をさらに進める	30	10.4
その他	19	6.6
無回答	59	20.5

問 11 今後、あなたが充実を希望する障害福祉サービス（複数回答）

	度数	%
計	288	100.0
訪問介護	90	31.3
訪問入浴	31	10.8
移動への支援（ガイドヘルプ、通学支援等）	75	26.0
コミュニケーションの支援（手話通訳者・要約筆記者の派遣）	12	4.2
一般就労への支援	36	12.5
就労継続支援A型事業所への支援	14	4.9
就労継続支援B型事業所（福祉作業所）への支援	21	7.3
福祉センター、地域活動支援センター等への通所による日中活動（就労移行支援を含む）への支援	25	8.7
障害児の通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	19	6.6
日中一時支援（日帰りのショートステイ）	40	13.9
短期入所（ショートステイ）・緊急一時保護	40	13.9
施設入所への支援	39	13.5
グループホーム	21	7.3
自立生活体験事業	16	5.6
補装具の交付・修理	36	12.5
日常生活用具の給付	39	13.5
住宅設備改善費の給付	45	15.6
寝具乾燥・消毒サービス	25	8.7
緊急時通報機器の支給	46	16.0
賃貸住宅への入居手続き等の支援（単身生活サポート）	14	4.9
自動車運転教習費・改造費の助成	21	7.3
外出手段への支援（リフト付きタクシー利用券の交付、福祉タクシー利用券の交付、自動車燃料費の助成）	60	20.8
成年後見制度の申立・後見費用の支援	22	7.6
特にない	37	12.8
その他、新たに希望されるサービス	7	2.4
無回答	37	12.8

市貝町障害者福祉計画
平成 30 年 3 月策定

編集・発行 市貝町 健康福祉課

〒321-3493

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地

Tel 0285-68-1113 Fax 0285-68-4671

調査・発行 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所

〒162-0845

東京都新宿市谷本村町 3 番 27 号

コリエ市ヶ谷 3 階

Tel 03-5225-0237 Fax 03-5225-0238